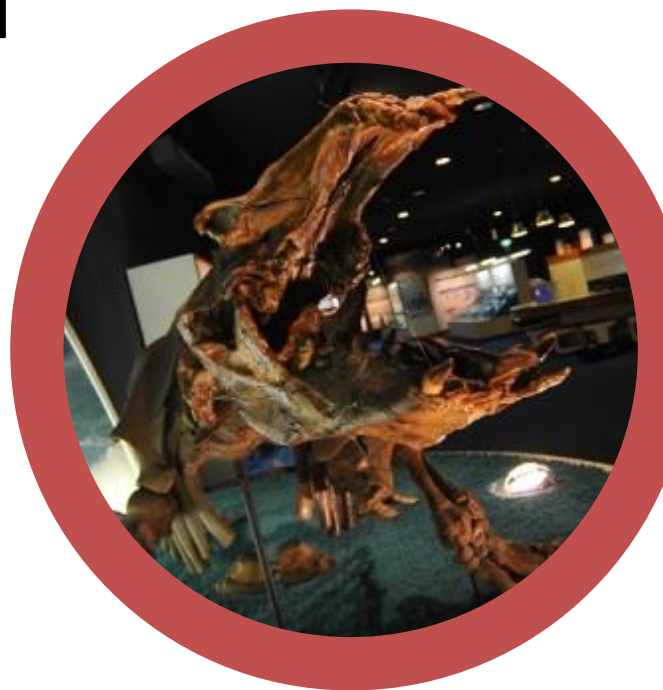




第二次瑞浪市環境基本計画 【後期】



平成30年3月
瑞浪市

「風土と人の力で育む豊かな自然と文化のまち・瑞浪」を目指して



瑞浪市は、屏風山などの山々や土岐川の清流、天然記念物であるヒトツバタゴの自生地など、自然環境に恵まれたまちであるとともに、中山道の大湫宿や細久手宿など、歴史文化が織りなす社会環境も充実しており、これらは、将来にわたって保全していく重要な財産です。

本市においては、「瑞浪市環境基本条例」に掲げる、基本理念や環境に関する基本的な施策を総合的・計画的に推進するため、平成24年度に「第二次瑞浪市環境基本計画」を策定しています。

今回は、「第二次瑞浪市環境基本計画」を策定して以来の、地球温暖化対策の新しい国際枠組みである「パリ協定」や生物多様性の保全など、瑞浪市をとりまく様々な分野での社会情勢の変化に対応するために見直しを行い、後期計画を策定しました。後期計画では、市民・事業者・行政の行っていた取組みを踏まえたうえで、より実効性を付加した計画となっています。

今後は、本計画を市民・事業者・行政が共有できるよう、三者の情報交換を密に行い、その情報が行動につながるような関係を構築することで、「風土と人の力で育む豊かな自然と文化のまち・瑞浪」を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただいた瑞浪市環境審議会の委員の皆様に、厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

瑞浪市長 水 野 光 二

目 次

序 章 第二次瑞浪市環境基本計画のあらまし	1
序.1 第二次瑞浪市環境基本計画の中間見直しの趣旨	2
序.2 中間見直しの方針	3
序.3 第二次瑞浪市環境基本計画の性格と役割	4
序.4 計画期間	4
序.5 環境基本計画の対象	5
序.6 第二次瑞浪市環境基本計画（前期）の評価	6
第1章 環境の保全と創出に向けた課題等の整理	11
1.1 自然環境	13
1.2 社会環境	14
1.3 生活環境	17
1.4 エネルギー利用・循環・保全活動	19
1.5 地区別の現状と課題	21
第2章 望ましい環境像と環境基本目標	35
2.1 望ましい環境像	36
2.2 環境基本目標	37
第3章 環境の保全と創出への施策体系	41
3.1 施策の体系	42
3.2 目標設定	46
3.3 4つの基本目標を実現するための施策	48
第4章 計画の推進と進行管理	49
4.1 計画の推進	50
4.2 推進体制	51
4.3 進行管理	51
4.4 計画の見直し	51
資料編	53

序章

第二次瑞浪市環境 基本計画のあらまし

序章では、瑞浪市環境基本計画の中間見直しにあたって、背景・社会情勢、本計画の役割や位置づけ、計画の期間、対象地域など、計画の前提や基本的な事項について整理します。

序章 第二次瑞浪市環境基本計画のあらまし

序. 1 第二次瑞浪市環境基本計画の中間見直しの趣旨

瑞浪市（以下「本市」という。）は、岐阜県の南東部に位置し、土岐市、恵那市など 3 市 2 町に接しています。古代は東山道、中世は鎌倉街道、近世は中山道の宿場町として、東西の政治・経済・文化が流入して栄えた歴史のあるまちです。現在は、国道 19 号、中央自動車道、JR 東海中央本線などが整備され、名古屋駅へ鉄道利用で 49 分の交通条件から、通勤圏となっています。また、中央自動車道瑞浪インターチェンジ周辺では、各種の文教・体育施設や公的研究機関の集積が図られています。

本市の環境行政においては、平成 11 年（1999 年）12 月に「瑞浪市環境基本条例」を制定し、同条例の中で「環境基本計画の策定」を位置づけ、本条例に基づき瑞浪市環境基本計画（第一次）を平成 14 年（2002 年）度に策定し、第二次瑞浪市環境基本計画（以下「本計画」という。）を平成 24 年（2012 年）度に策定しました。平成 25 年（2013 年）度より本計画に基づき環境に関わる諸施策が進めてきました。

この間、環境を取り巻く情勢も変化し、平成 27 年（2015 年）にパリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、気候変動に関する平成 32 年（2020 年）以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、具体的な取組みが求められていること、また、本計画策定から 5 年が経過するため、計画全体を見直す必要があります。

以上のような計画策定の背景のもとに、人、自然、さらには地球環境に配慮し、先人から受け継いできた本市の豊かで快適な環境の保全と、創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第二次の環境基本計画を見直すものです。

序. 2 中間見直しの方針

中間見直しは、以下の方針に基づき行います。

第6次瑞浪市総合計画の期間（平成35年（2023年）度まで）と整合性をもたせるため、本計画の期間を1年間延長し、平成34年（2022年）度までから平成35年（2023年）度までの6年間とします。

◇第1章 環境の保全と創出に向けた課題等の整理 ⇒ 再整理

国内における様々な環境保全施策の推進に加えて、温暖化対策等地球規模の環境問題やエネルギー問題の抜本的見直し等、社会情勢のめまぐるしい変化にも的確に対応するべく、最近の状況把握と新たな課題を把握します。

◇第2章 望ましい環境像と環境基本目標の設定 ⇒ 踏襲

「第二次瑞浪市環境基本計画」で示された「望ましい環境像」《風土と人の力で育む豊かな自然と文化のまち・瑞浪》は、本計画がめざす長期目標であるため、踏襲します。

また、4つの「基本目標」について、今回は、「第二次瑞浪市環境基本計画」の中間時の見直しであるため、変えないこととします。

◇第3章 環境の保全と創出への施策体系 ⇒ 再整理

本市をとりまく社会・環境状況の変化や、「第二次瑞浪市環境基本計画」に基づき実施された各事業の進捗状況を踏まえ、「基本施策」及びそれに付随する各施策を見直します。

◇第4章 計画の推進、進行管理の策定 ⇒ 踏襲

本計画が、市民・事業者・行政の各機関が協働で進めるものであることに変わらないため、踏襲します。

ただし、計画推進に関与する組織について、「第二次瑞浪市環境基本計画」で位置づけた機能・役割を十分に発揮できていない点も見受けられたため、進行管理の一部を見直します。

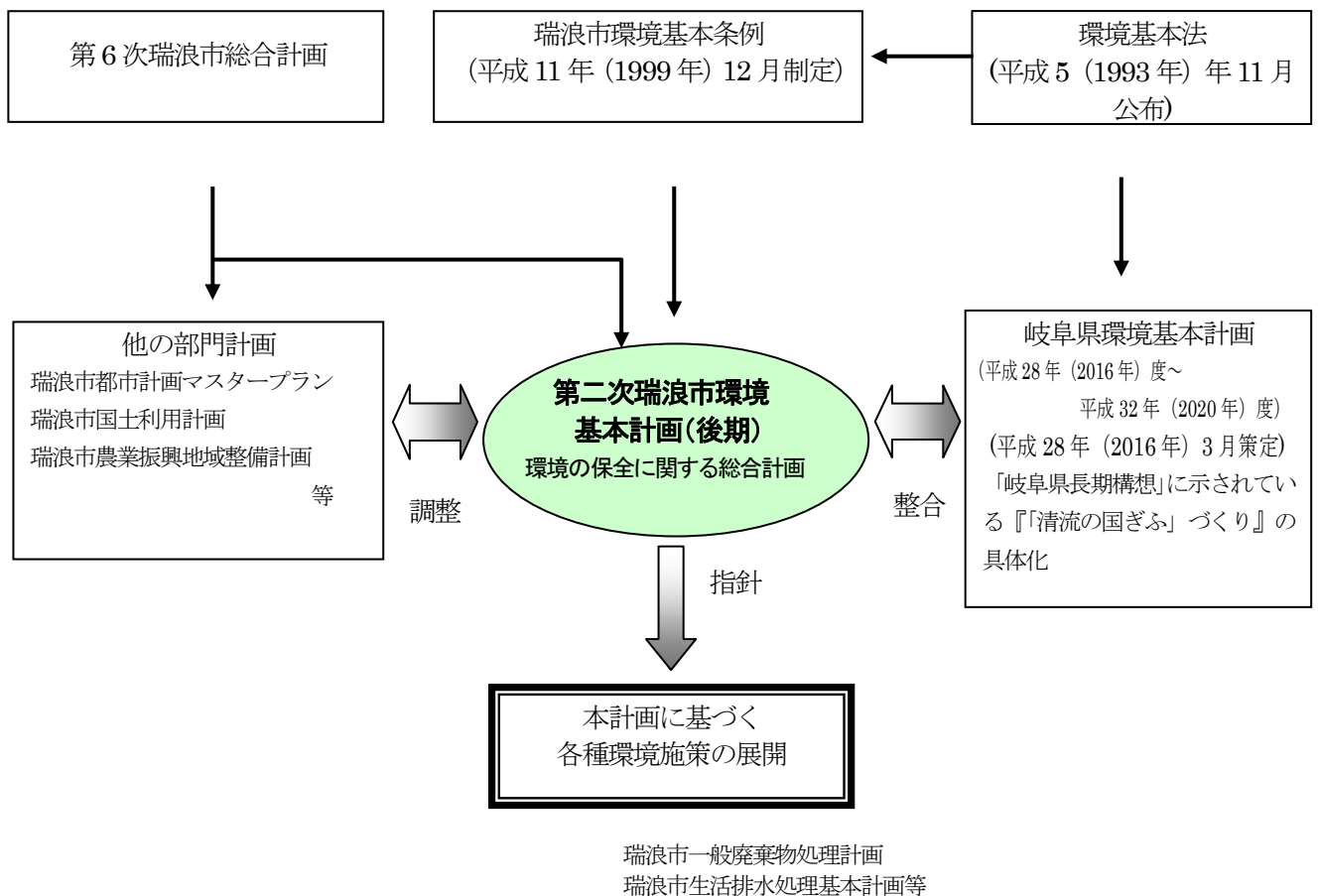
序. 3 第二次瑞浪市環境基本計画の性格と役割

環境基本計画とは、環境の保全、改善、創出に関する基本的な計画です。本計画に基づき、市民・事業者・行政の各主体が、積極的に環境保全活動を実践することにより、環境への負荷を減らし、持続的な発展が可能な社会をつくり、人と自然が共生した、快適で住みよい社会を実現し、後世に継承していくことを目指すものです。

■市政運営の道標となる第6次瑞浪市総合計画を環境面で支える計画です。

■長期的な視点に立って、本市が目指す環境保全の道筋を示すものであり、市民・事業者・行政が共有する本市の環境保全への基本認識を示すものです。

■環境基本計画は本市における今後の環境施策の基本方向を示すものであり、市が施行する他の部門における環境保全の関連事項は、本計画に示す方向に沿って、策定、推進を図るものとします。



序. 4 計画期間

本計画の期間は、第6次瑞浪市総合計画に併せるため、当初の計画期間を1年延長し、平成25年(2013年)度から平成35年(2023年)度までの11年間とします。

なお、環境保全に対する社会情勢や科学技術の進歩、市民意識、社会ニーズの変化に合わせ、計画の実効性との調整から必要に応じ適宜見直しを図るものとします。

序. 5 環境基本計画の対象

(1) 対象とする地域

本計画の対象とする地域は、本市全域とします。

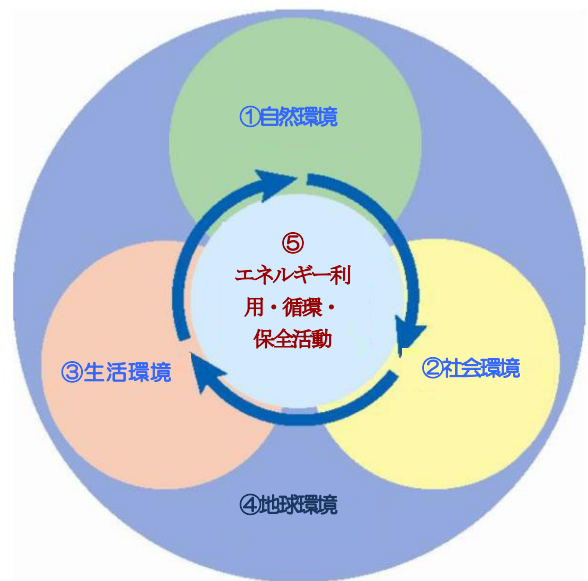
(2) 対象とする主体

計画を実行していく主体は、「市民」・「事業者」・「行政」です。これらの各主体の参画と協力により、環境基本計画を推進していくものとします。

(3) 対象とする環境・活動

環境には、様々な対象が含まれ、それらは相互に関連しあっています。環境基本計画は、大きく次の 5 つの視点から定義した環境と活動を対象としていきます。

- ① 自然環境（身の回りに存在する空気や水、土、生物など生き物の生存の基盤をつくる環境）
- ② 社会環境（風土の中で継承された歴史・文化資源、農村やまち並みのたたずまいなど、固有の歴史・文化に根ざした環境や産業、交通、公園などの社会生活での環境）
- ③ 生活環境（大気質、水質、騒音、悪臭、廃棄物など、人間が生活、活動することによって、何らかの影響を受け、新たに公害などを発生する環境）
- ④ 地球環境（市域の枠を超えた地球的規模での環境）
- ⑤ エネルギー利用・循環・保全活動（環境保全に向けた市民・事業者・行政の行動）



序. 6 第二次瑞浪市環境基本計画（前期）の評価

本計画の前期（平成 25 年（2013 年）度～平成 29 年（2017 年）度）評価を行いました。第 6 次瑞浪市総合計画に位置付けられている市民アンケートにおける目標指標や具体的施策の取組みの達成率等を根拠に 1～5 点で評価しました。ポイントが 5 に近いほど積極的な取組みであったことを示します。

なお、現状値は、平成 28 年（2016 年）度、目標値は、平成 35 年（2023 年）度となっています。

評価	基準
5	目標値を達成
4	7 割を達成（順調である）
3	5 割を達成（概ね順調である）
2	3 割を達成（積極的な取組みが必要）
1	3 割未満（見直しが必要）

達成率 = 現状値 / 目標値

基本目標 1 瑞浪市の風土の基盤である里地・里山や河川等水辺の維持・保全を図ります。

基本施策		評価	具体的施策	市民・事業者の取組状況	第 6 次瑞浪市総合計画における目標値と現状値	達成率
①	里山（※1）の保全と活用	4	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画を策定し、鳥獣被害対策実施隊による加害鳥獣の駆除を行いました。 年間被害額：116.1 万円	○市民の取組 ・地域、集落が主体となり、農地の持つ多面的機能を維持し、次世代に継承するための保全活動を行いました。 ・農産物等直売所を利用するなど、地元農畜産物を積極的に購入するよう心がけました。 ・草刈り等河川の適正な維持管理に努めました。 ・市内河川でのホタル等希少動植物の保護活動を行いました。	—	—
			市民の新たなニーズに対応すると同時に、森林（※2）の多面的機能の充実や持続可能な木材生産の達成に向けた森林配置計画を含む森林整備計画の策定を検討しました。 策定目標年度：平成 34 年（2022 年）度		—	—
②	食と生命を支える農地の保全と修復	4	地域、集落が主体となり、農地の持つ多面的機能を維持し、次世代に継承するための保全活動を行いました。	○事業者の取組 ・高齢化や後継者不足等により中山間地域を中心に耕作放棄地が増える中、継続可能な農地を集積し、農業基盤の維持を図っています。 ・高齢化や後継者不足等により中山間地域を中心に耕作放棄地が増える中、継続可能な農地を集積し、農業基盤の維持を図りました。 ・効率的で安定的な農畜産業を追求し、瑞浪市特産品の生産拡大や、新たな農産物の生産展開を進めました。 ・所有する森林に対する補助事業等を活用し、間伐等の整備を行いました。	—	—
			高齢化や後継者不足等により中山間地域を中心に耕作放棄地が増える中、継続可能な農地を集積し、農業基盤の維持を図っています。		—	—
			農産物等直売所出荷者への支援、学校給食での地元野菜の使用促進等を通じて、地産地消を推進しています。		—	—
			耕作放棄地の解消に繋がる活動の支援、新規営農希望者や農地を探す人の支援を通じて、農地の維持、確保に努めました。		—	—
			農産物等直売所出荷登録者数を増やしました。		登録者数： 現状値 189 人 目標値 230 人	82%
			優良農地の現状を維持若しくは面積を増やしました。		ほ場整備面積： 現状値 389.0ha 目標値 406.5ha	96%
					地元の農畜産物を食べるように心がけている市民の割合：現状値 72.8% 目標値 77.4%	94%

③	地域の水循環の保全と修復	5	所有する森林に対する補助事業等を活用し、間伐等の整備を行いました。	・森林の伐採後は、針広混交林化や広葉樹化の植林を行い、土砂の流出防止と生態系の再生に努めました。	間伐実施面積： 現状値 556.27ha 目標値 508.13ha	109%
④	多様な動植物の生息・生育環境の保全と創出	4	自然環境に影響の少ない河川改修や道路改良を実施しました。		—	—
			水辺の楽校やカワゲラウォッチングを通して、水生生物の実態や身近な河川の水質について学び、保全活動につなげました。		—	—
			生物多様性の保全のため、特定外来生物の調査や駆除を行いました。 自然環境調査：黒の田湿地 オオキンケイギク駆除重量：現状値 90 k g → 目標値 150 k g 達成率 60%		—	—

※1 「里山」とは、集落、人里に隣接した結果、人間の影響を受けた生態系が存在する山のことを言います。

※2 「森林」とは、集団的に生育している樹木や竹等とその生育に供されている土地を包括して言います。
農地や住宅地とそこに生育している樹木や竹等は除きます。

基本目標2 市民一人ひとりが環境に配慮し行動することで、生活の質の向上につなげます

基本施策		評価	具体的施策	市民・事業者の取組状況	第6次瑞浪市総合計画における目標値と現状値	達成率
①	循環型社会づくりの推進	4	資源ごみリサイクル率の向上に取組みました。	○市民の取組 ・愛園作業（保護者による園の清掃・遊具の塗装）をしました。 ・PTAによる資源回収を実施しました。 ・児童会・生徒会によるアルミ缶やエコキャップの回収、地域清掃活動に取組みました。 ・防油ます設置により污水处理施設の負荷を低減し、処理水質を向上させました。	リサイクル率： 現状値 21.2% 目標値 26.0%	82%
			可燃ごみ・不燃ごみ処理量の削減に取組みました。		焼却： 現状値 10,499t 目標値 10,000t	焼却 95%
			樹木の剪定枝等の堆肥化による還元・利用を行いました。		埋立： 現状値 2,185 t 目標値 2,000t	埋立 92%
			使用済小型家電回収品目の拡充をしました。 品目：現状値 15 品目 → 目標値 23 品目 達成率 65%		—	—
			建設発生土の抑制と再利用の推進及び建設リサイクル資材の積極的利用に努めました。		—	—
			市民省エネモニターの実施により、省エネの意識啓発を行いました。		—	—
					ごみの4R活動に取組んでいる市民の割合：現状値 76.4% 目標値 81.0%	94%
②	エネルギー循環の効率化	4	太陽光発電システムの普及啓発を行いました。		市内設置件数： 現状値 720 件 目標値 1,300 件	55%

			公共施設における CO2 削減に努めました。(平成 18 年 (2006 年) 度比)		削減率： 現状値 10.4% 目標値 9.4%	111%
					省エネルギー・新エネルギーへの取り組みをしている市民の割合： 現状値 50.0% 目標値 59.1%	85%
③	水質浄化 対策の推 進	4	水洗化率の向上に努めました。		水洗化率： 現状値 81.24% 目標値 91.11%	89%
			防油ます設置により汚水処理施設の負担を低減し、処理水質の向上に努めました。		—	—
			市内の河川における、全観測地点が環境基準を達成するよう努めました。 環境基準超過地点数： 現状基準超過有り(大腸菌 8/22 カ所) →目標基準超過無し 達成率 63%		—	—
					水洗化推進により、市内の川、身近な水路がきれいになったと感じている市民の割合： 現状値 63.5% 目標値 66.3%	96%
④	健全な生活環境の 保全対策 の推進	4	一般環境騒音測定調査地点における環境基準値の達成状況を全測定地点で維持し、振動に関しては、特定建設作業における事前届出の徹底、審査、指導を強化し、振動公害の発生を防止するよう努めました。		—	—
			悪臭防止法で定める特定物質が規制基準値を達成するよう努めました。		—	—
			空き家等の適正管理が行われるよう努めました。		—	—
			空き家・空き地バンクが活用されるよう努めました。 成約件数累計：現状値 29 件→目標値 35 件 達成率 83%		—	—

基本目標 3 瑞浪市らしい、風土を活かし人とのふれあいができる文化環境を創出します。

基本施策		評価	具体的施策	市民・事業者の 取組状況	第6次瑞浪市総合計画における 目標値と現状値	達成率
①	美しい郷土景観の保全と創出	3	瑞浪市景観計画の策定（平成 27 年（2015 年）度） 施行（平成 28 年（2016 年）度） 参考数値：届出対象行為 8 件 指導件数 0 件	○市民の取組 ・民俗文化財保存団体・伝統芸能保存団体を結成し、子どもたちへ伝承を図りました。	—	—
②	瑞浪市らしい地域資源の保全と活用	3	中山道（大湫宿含む）に関する観光に取組みました。	・文化財保存団体や地縁団体等により、地域の歴史的・文化的遺産を保護しました。	ガイド利用者数： 現状値 1,131 人 目標値 4,500 人	25%
			指定文化財の指定件数の増加に努めました。 指定件数：現状値 106 件→目標値 116 件 達成率 91%		—	—
③	愛着のあるふるさとづくりの推進	4	文化施設・歴史案内等ボランティアによる講座等の開催により、市民が地域の歴史・文化と親しむ機会の創出に努めました。	・中山道や桜堂等、文化財の活用に取り組みました。 ・民家再生プロジェクトによる大湫宿の清掃及びリフォームに取り組みました。	ボランティアガイド登録者数： 現状値 29 人 目標値 40 人	73%
			美濃源氏七夕まつりなど市内の祭りの来場者の増加に努めました。 来場者数：現状値 15 万人→目標値 14 万人 達成率 107%		—	—
				○事業者の取組 ・中山道エリアを修繕して保存・活用し、地域の活性化を行いました。	自分のまちに誇りをもてる、魅力あるまちなみだと感じる市民の割合： 現状値 45.4% 目標値 53.7%	85%

基本目標 4 市民の誰もが参加でき、継続性のある計画の推進体制を実現します。

基本施策		評価	具体的施策	市民・事業者の 取組状況	第6次瑞浪市総合計画における 目標値と現状値	達成率
①	行政と市民との協働体制の整備	4	環境保全活動に参加する市民団体数の増加に努めました。	○市民の取組 ・草刈り等公園の適正な維持管理を実施しました。 ・自治会やまちづくり推進協議会等が主催する、環境問題に関する活動への積極的に参加しました。 ○事業者の取組 ・新春見本市におけるRe食器(リサイクル食器)普及活動をしました。	—	—
			里親制度による、公共施設の美化、保全活動を行う市民活動団体に対する支援を行いました。		路線数： 現状値 136 路線 目標値 132 路線 都市公園里親数： 現状値 18 団体 目標値 20 団体	103% 90%
②	環境教育・体験学習の推進	4	環境学習の機会創出に努めました。		実施回数： 現状値 10 回 目標値 17 回	59%
			環境フェアみずなみを開催することで、市民の環境意識の向上に努めました。		—	—
			自然観察会を開催しました。 開催回数：現状値 9 回 目標値：4 回以上 達成率 225%		—	—
			幼稚園で飼育・栽培・園外保育・自然遊び等を通じて環境教育に取り組みました。		—	—
			クリーンセンターや不燃物最終処分場、浄化センターによる小学生施設見学の受け入れを通じて、環境保全の啓発を行いました。		—	—
			市内の全小・中学校で環境教育に取り組みました。		—	—
③	事業所の環境保全意識の向上	3	畜産事業所に起因する悪臭等の苦情に対し、原因及び対策に対する啓発と指導を実施しました。		—	—

第1章

環境の保全と創出に向けた 課題等の整理

第1章では、瑞浪の環境の成り立ちや現状を把握し、将来に向けた課題を整理します。その上で、環境まちづくりの方向性を導き出します。

本計画の進捗状況を整理し、環境の保全と創出に向けた課題を再確認しました。

環境の項目は、自然環境、社会環境、生活環境、エネルギー利用・循環・保全活動、市民の意識の5つに分類してあります。また、1.5として地区別の現状と課題について整理しました。

- 1.1 自然環境: 地形・地質、河川・湖沼、生物、自然災害
- 1.2 社会環境: 歴史・沿革、人口、産業、土地利用、法規制指定状況、交通、公園・緑地
上下水道、廃棄物、文化財、祭り・伝統芸能、観光・レクリエーション
景観、国際交流
- 1.3 生活環境: 大気質、水質、騒音、振動、悪臭、公害苦情
- 1.4 エネルギー利用・循環・保全活動: リサイクル、電力利用、水道利用、水循環
環境保全活動、環境教育、環境美化
- 1.5 地区別の現状と課題

1. 1 自然環境

項目	計画策定時（平成 23 年（2011 年）度末）	現況（平成 28 年（2016 年）度末）	課題
●地形・地質	・鬼岩に代表される奇岩地形がある。 ・屏風山等の特徴的な地形が見られる。 ・新第三紀層に含まれる多様な化石群がある。 ・東濃丘陵地帯と総称される丘陵地形を形成している。	同左	・自然環境教育への活用 ・特色ある地形保全
●河川・湖沼	・市の中心部を土岐川が貫流している。土岐川、小里川を主体に護岸整備が進んでいる。 ・大きな自然の湖沼は少ない（人工湖：松野湖、竜吟湖、日吉防災ダム湖等とため池）	同左	・多自然型河川の整備促進 ・水とのふれあい空間としての河川や池の活用 ・水質改善
●生物	・平成 17 年（2005 年）から平成 19 年（2007 年）度の市内全域を対象とした生物調査で、魚類 26 種、両生類 15 種、爬虫類 10 種、鳥類 145 種、哺乳類 57 種、植物 1,212 種、節足動物約 1,120 種、貝類 25 種が確認されており、絶滅危惧種等の生息も多数確認されている（『瑞浪市の生きものたち』瑞浪市教育委員会、平成 20 年（2008 年））。 ・市内の山地部は、アカマツ・モチツツジ群集とコナラ群落を主体とする二次林で、いわゆる里山と称する樹林地で占められ、西部の土岐市寄りの山地にはクロマツ植林が多く、市域南部には、スギ・ヒノキ植林地が多くなっている。また、周伊勢湾要素植物群と呼ばれる湿地に特徴的な植物群も分布しており、ヒトツバタゴ・ハナノキの自生地が天然記念物に指定され、保護されている。	同左	・定期的な動植物相調査の実施 ・貴重な動植物の保護と管理など生物多様性の確保 ・里山（落葉樹林）、水域環境の保全 ・身近な生き物の保全

項目	計画策定時（平成 23 年（2011 年）度末）	現況（平成 28 年（2016 年）度末）	課題
●自然災害	近年は、いわゆるゲリラ的豪雨の発生に伴い、日吉町、釜戸町、陶町等において、河川氾濫や法面崩壊等の災害が発生している。	同左	雨水流出量の抑制と流下能力の向上

1. 2 社会環境

項目	計画策定時（平成 23 年（2011 年）度末）	現況（平成 28 年（2016 年）度末）	課題
●歴史・沿革	- 古くから「焼きもの」の産地として知られる。 - 中山道の宿場「大湫宿」・「細久手宿」や「一里塚」等が残っている。 - 中山道、中馬街道などと呼ばれる道筋がある。 - 土岐氏（美濃源氏）の領国として文化が栄える。	同左	地域の特性を活かした独創的なまちづくり
●人口	- 核家族化、少子化、高齢化が進行している。 - 近年人口は、徐々に減少の傾向を見せている。 世帯数：14,771 世帯 人口：40,171 人 高齢化率：25.6% 65 歳以上：10,291 人 15 歳～64 歳：24,751 人 14 歳以下：5,129 人	- 核家族化、少子化、高齢化が進行している。 - 近年人口は、徐々に減少の傾向を見せている。 世帯数：14,985 世帯 人口：38,231 人 高齢化率：29.84% 65 歳以上：11,407 人 15 歳～64 歳：22,244 人 14 歳以下：4,580 人	- 人口の動向に応じた住環境の整備及び快適な都市の形成 - 新旧市民の交流促進
●産業	- 産業は、陶磁器製造が中心（小規模事業所が多い）である。 - クリエイション・パークを中心として新たな企業が立地する。	- 産業は、陶磁器製造が中心（小規模事業所が多い）である。 - クリエイション・パークを中心として新たな企業が立地する。	- 地域全体での環境配慮への取り組みの推進 - 経営基盤の弱い中小企業の環境配慮への取り組みの支援

項目	計画策定時（平成 23 年（2011 年）度末）	現況（平成 28 年（2016 年）度末）	課題
●土地利用	・農、製造業従事者の減少、サービス業従事者の増加がみられる。 ・総面積に対する林野面積は 7 割以上である。 林野面積：12,157ha (10 月 1 日現在) ・土岐川が市街地の中心部を流れているが、ブロック張りなどで川への接近性が損なわれている。 ・ゴルフ場、別荘地が里山地域に見られる。 ・農用地、林野面積の減少、宅地・道路面積が増加している。 農地面積：863ha (10 月 1 日現在) ・中心市街地での商業が衰退している。	同左 ・総面積に対する林野面積は 7 割以上である。 林野面積：12,182ha (10 月 1 日現在) ・土岐川が市街地の中心部を流れているが、ブロック張りなどで川への接近性が損なわれている。 ・ゴルフ場、別荘地が里山地域に見られる。 ・農用地の減少、宅地・道路面積が増加している。 農地面積：834ha (10 月 1 日現在) ・中心市街地での商業が衰退している。	・良好な環境の森林や優良農地の保全 ・土岐川の水辺を都市の潤い空間として活用 ・土岐川の有効活用と親水性の回復 ・住環境及び都市アメニティの形成
●法規制指定状況	・市域北端の木曽川沿いと松野湖一帯が飛騨木曽川国定公園に指定されている。 ・農業振興地域の農用地は、中央自動車道北側及び JR 沿線、県道多治見恵那線（66 号）線沿いの小規模な平地を中心に分布している。 ・山地部は保安林や砂防指定を受けているところが多いが、日吉地区の林野は無指定地が多い。 ・竜吟峡一帯は、特別緑地保全地区に指定されている。	同左	・良好な樹林地の保全 ・地域の景観を形成し、河川を潤す落葉樹林地の保全
●交通	・市道改良率：58.3% ・市道舗装率：75.1% - 国道 19 号、県道恵那御嵩（65 号）線、県道多治見恵那（66 号）線、県道武並土岐多治見（421 号）線で道路が混雑している。 - コミュニティバス：9 路線	・市道改良率：58.7% ・市道舗装率：77.5% - 国道 19 号、県道恵那御嵩（65 号）線、県道多治見恵那（66 号）線、県道武並土岐多治見（421 号）線で道路が混雑している。 - コミュニティバス：9 路線 - デマンド交通：2 路線	・道路混雑の解消、道路の改良・歩道整備による沿道の環境改善（公害防止を含む）

項目	計画策定時（平成 23 年（2011 年）度末）	現況（平成 28 年（2016 年）度末）	課題
●公園 緑地	- 都市計画区域内人口 1 人当たりの都市公園面積は 10.40 m²である。 - 都市公園：31 箇所（41.76ha）	- 都市計画区域内人口 1 人当たりの都市公園面積は 10.92 m²である。 - 都市公園：31 箇所（41.73ha）	緑化の推進による良好な住環境整備及び都市アメニティの形成
●上下 水道	- 水道普及率：99.4% - 汚水処理人口普及率は 78.8%（公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽） - 下水道普及率：64.3% - 水洗化率：95.9% - 農業集落排水事業処理区域内人口：1,846 人 - 水洗化率：89.1% - 公共下水道処理区域及び農業集落排水事業以外の区域は、合併処理浄化槽の普及が進められているが、処理施設が整備されていない箇所では、生活排水が、未処理のまま公共水域に放流され、水質保全が進んでいない。 - 合併浄化槽設置数：1,468 基	- 水道普及率：98.4% - 汚水処理人口普及率：87.3%（公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽） - 下水道普及率：71.3% - 水洗化率：92.8% - 農業集落排水事業処理区域内人口：1,859 人 - 水洗化率：80.5% - 公共下水道処理区域及び農業集落排水事業以外の区域は、合併処理浄化槽の普及が進められているが、処理施設が整備されていない箇所では、生活排水が、未処理のまま公共水域に放流され、水質保全が進んでいない。 - 合併浄化槽設置数：1,615 基	- 公共水域（地下水含）の水質汚濁防止及び水源の保全 - 下水道普及率の向上と水洗化の促進
●廃棄物	市民 1 人当たりのごみ排出量：708g/日（259kg/年）	市民 1 人当たりのごみ排出量：703g/日（257kg/年）	ごみ減量化の推進
●文化財	- 指定文化財 93 件 国指定：3 件 県指定：19 件 市指定：66 件 国登録有形文化財：5 件 「鬼岩」、「明世化石」に代表される自然物を対象とした天然記念物が多い。	- 指定文化財 106 件 国指定：3 件 県指定：19 件 市指定：73 件 国登録有形文化財：11 件 「鬼岩」、「明世化石」に代表される自然物を対象とした天然記念物が多い。	天然記念物の保護（観光資源としての）と活用
●祭り・ 伝統 芸能	瑞浪美濃源氏七夕まつり、半原操り人形浄瑠璃、地歌舞伎、獅子舞など各地に特徴のある祭りや伝統芸能がある。	同左	伝統芸能の継承と伝統行事を活用した市民交流の促進
●観光・ レクリエ ーション	- 観光消費額や観光客が減少している。 - 訪問者が多いのは、鬼岩公園、ゴルフ場である。	- 観光消費額や観光客が増加している。 - 訪問者が多いのは、きなあつ瑞浪、ゴルフ場である。	観光における環境負荷増加の抑制

項目	計画策定時（平成 23 年（2011 年）度末）	現況（平成 28 年（2016 年）度末）	課題
●景観	・その他、様々な観光施設を保有している。 観光客数：465,471 人 ・豊かな景観資源がある。 （森林、川、奇岩、里山景観） ・「大湫宿」・「細久手宿」等の歴史的景観資源を保有している。	・その他、様々な観光施設を保有している。 観光客数：1,453,201 人 ・豊かな景観資源がある。 （森林、川、湿地、奇岩、里山景観） ・「大湫宿」・「細久手宿」等の歴史的景観資源を保有している。 ・景観計画を平成 27 年（2015 年）3 月に策定した。	・グリーンツーリズム等の新たな観光のあり方の検討と交流 ・良好な環境の森林や優良農地の保全 ・土岐川の有効活用と親水性の回復 ・良好な観光資源の保全や緑化整備等による住環境整備及び都市アメニティの形成
●国際交流	・中国の湖南省醴陵市と友好都市を提携している。	同左	・世界を視野に入れた交流の促進

1. 3 生活環境

項目	計画策定時（平成 23 年（2011 年）度末）	現況（平成 28 年（2016 年）度末）	課題
●大気質	・ディーゼル車の排気ガスが主要な要因である浮遊粒子状物質（SPM）の数値が環境基準の 1 時間値（基準 $0.20\text{mg}/\text{m}^3$）を超える年がこれまでに数回あるのが認められた。	・ディーゼル車の排気ガスが主要な要因である浮遊粒子状物質（SPM）の数値が環境基準の 1 時間値（基準 $0.20\text{mg}/\text{m}^3$）を超過することはなくなった。	・継続的な監視の実施

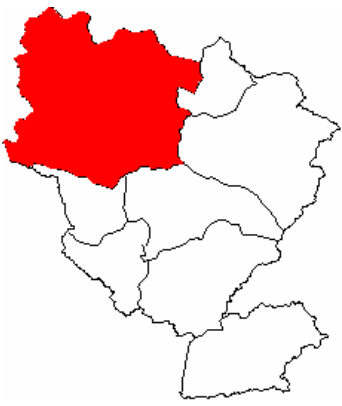
項目	計画策定時（平成 23 年（2011 年）度末）	現況（平成 28 年（2016 年）度末）	課題
●水質 (BOD)	・土岐川の生物学的酸素要求量（BOD）の環境基準は、2～3mg/l 以下であるが、この 10 年間（平成 14 年（2002 年）度～平成 23 年（2011 年）度）の値は、概ね 1.0～4.0mg/l であったが、中には基準を超えている測定地点があった。 ・小里川の BOD の環境基準は、3mg/l 以下であるが、この 10 年間（平成 14 年（2002 年）度～平成 23 年（2011 年）度）の値は、概ね 1.0～4.0mg/l であったが、中には基準を超えている測定地点があった。	・土岐川の生物学的酸素要求量（BOD）の環境基準は、2～3mg/l 以下であるが、この 10 年間（平成 19 年（2007 年）度～平成 28 年（2016 年）度）の値は、概ね 1.0～3.0mg/l であったが、中には基準を超えている測定地点があった。 ・小里川の BOD の環境基準は、3mg/l 以下であるが、この 10 年間（平成 19 年（2007 年）度～平成 28 年（2016 年）度）の値は、概ね 1.0～3.0mg/l であったが、中には基準を超えている測定地点があった。	・水質の保全及び改善
●騒音	・県道上山田寺河戸（386 号）線において、環境基準（昼 65dB、夜間 60dB）を超える時間帯がある。	同左	・各地区において 24 時間観測の実施 ・通行規制や騒音対策
●振動	・定期的な振動調査は、実施していない。	同左	・国道 19 号や中央自動車道沿道における調査の実施
●悪臭	・悪臭発生源の大半が事業系となっている。	同左	・悪臭対策の啓発
●公害 苦情	・この 10 年間（平成 14 年（2002 年）度～平成 23 年（2011 年）度）の苦情件数は概ね 160～200 件／年程度で推移しており、不法投棄に関する苦情が一番多くなっている。	・この 10 年間（平成 19 年（2007 年）度～平成 28 年（2016 年）度）の苦情件数は、平成 21 年（2009 年）度の 372 件をピークに減少傾向となっており、近年は、100 件前後を推移している。なお、主な苦情内容は、不法投棄や雑草繁茂に関する苦情である。	・ごみ不法投棄の対策 ・監視体制の継続 ・空き地の雑草対策の啓発

1. 4 エネルギー利用・循環・保全活動

項目	計画策定時（平成 23 年（2011 年）度末）	現況（平成 28 年（2016 年）度末）	課題
●リサイクル	- 平成 12 年（2000 年）9 月から、市内全域で食品トレイの回収が開始された。 - 平成 11 年（1999 年）度から金属資源ごみ及び古紙の持ち込み分の資源化を開始している。 - 平成 23 年（2011 年）度の家庭ごみに占めるリサイクル率は 23.4%で、集団回収による資源回収の占める割合が高い。 - 資源のリサイクルに関して、多品目の取組みを行っている。	- 平成 12 年（2000 年）9 月から、市内全域で食品トレイの回収が開始された。 - 平成 11 年（1999 年）度から金属資源ごみ及び古紙の持ち込み分の資源化を開始している。 - 平成 25 年（2013 年）度から小型家電の回収を開始している。 - 平成 28 年（2016 年）度の家庭ごみに占めるリサイクル率は 21.2%である。 - 資源のリサイクルに関して、多品目の取組みを行っている。	- 資源リサイクルのさらなる推進 - ごみの減量化促進と資源化率の向上
●電力利用	平成 20 年（2008 年）度に瑞浪市地球温暖化対策実行計画を策定した。この計画により節電を推進し、温室効果ガスの削減に取り組んでいる。平成 23 年（2011 年）3 月 11 日、東北大震災後の電力逼迫に備えて、市民に節電の取組みをホームページで紹介している。	平成 25 年（2013 年）度に第二次瑞浪市地球温暖化対策実行計画を策定した。この計画により節電を推進し、温室効果ガスの削減に取り組んでいる。平成 23 年（2011 年）3 月 11 日、東北大震災後の電力逼迫に備えて、市民に節電の取組みをホームページで紹介している。	さらなる節電の促進
●自然エネルギー	- 地球温暖化防止に努めるため、太陽光発電などの自然エネルギーの積極的な利用を促す。 - 太陽光発電システム 累計設置件数：191 件 累計設置容量：702.41kwh 平均設置容量：4.47kwh/年 （平成 23 年（2011 年）度単年度平均）	- 地球温暖化防止に努めるため、太陽光発電などの自然エネルギーの積極的な利用を促す。 - 太陽光発電システム 累計設置件数：720 件 累計設置容量：4,029.65kwh 平均設置容量：7.38kwh/年 （平成 28 年（2016 年）度単年度平均）	- 補助金制度の充実による太陽光発電システムの普及 - 瑞浪市景観計画に基づく届出対象行為の検討
●水道利用	一人当たりの水道使用量は、減少傾向にある。 100 m³/年	一人当たりの水道使用量は、横ばいである。 102 m³/年	節水の推進
●水循環	雨水利用及び雨水浸透施設の整備は、進んでいない。	同左	- 雨水利用による節水 - 雨水浸透施設の整備による流出の抑制

項目	計画策定時（平成 23 年（2011 年）度末）	現況（平成 28 年（2016 年）度末）	課題
●環境 保全 活動 (市民)	・現在、組織立った市民の環境保全活動は少ない。 ・任意団体や各自治会へのごみの出し方出前講座を行っている。	・現在、まちづくり団体等による環境保全活動が見られる。 ・任意団体や各自治会へのごみの出し方出前講座を行っている。	・市民の環境活動の啓発を行う市民の情報交換の場の整備
●環境 保全 活動 (行政)	・様々な助成や補助金の制度がある。 ・毎年、「環境フェアみずなみ」を開催している。	同左	・市民への効果的な情報伝達と利用の促進
●環境 教育	・小中学校とも総合的な学習の時間を中心に環境教育を実施している。 ・ごみの分別やリサイクル、地域美化など実践的な教育が、学校を中心に進められている。 ・全ての小中学校でホームページを整備している。	同左	・幼稚園から中学校までの体系的総合的教育の推進 ・地域の環境を活かした教育の推進 ・インターネットによる学習成果の発信
●環境 美化	・草花による沿道美化を行っている。	同左	・沿道美化の推進

1. 5 地区別の現状と課題

(1) 日吉地区  鬼岩公園の紅葉	＜地区データ＞ ・ 地区面積：5,419ha ・ 地区人口：2,466人 (平成28年(2016年)度末) ・ 人口密度：0.46人/ha 市で最も大きな面積の地区です。里山、田園、集落のほか、貴重な植物自生地、優れた景観、中山道宿場町の細久手宿など、多様な歴史的・環境的財産があります。畜産施設やレクリエーション施設との関わり方が大きな課題となっています。	●日吉地区位置図 
--	---	---

【日吉地区の環境の現状と課題】

◆地区の面積が広く多様な歴史的・環境的財産を持つ地区です。

- ・ 地区の大半を山林が占めており、その中にはヒトツバタゴ自生地やシデコブシ自生地が見られ、深沢峡の近辺では、シャクナゲ自生地やクマガイソウ自生地も見られます。また、中山道沿いの弁財天の池には、貴重な水生植物や昆虫類が数多く生育・生息しているなど、これらの貴重な自然環境については、積極的に保全していく必要があります。



弁財天の池

- ・ 鬼岩公園、松野湖など、優れた景観を生かした観光資源があります。これらは、本市を代表する資源でもあることから、住民の協力を得ながら保全・活用を図る必要があります。
- ・ 本市の中で最も地区面積が広く、その中にいくつもの農村集落が形成されています。環境保全活動を進めるには、住民の合意形成に向けた目標を設定する必要があります。
- ・ 飛騨木曽川国定公園においては、平成23・24年(2011・2012年)度で県補助を受けて鬼岩公園整備事業を行い、PRにおいても鬼岩観光協会が積極的に行っていますが、組織の構成員の減少・高齢化への対応が、今後の課題となっています。

※本計画でいう「山林」とは、用材、薪炭材、竹材、その他の林産物の生産を行う樹木及び竹を集団的に生育させるために用いる土地を言います。

◆中山道の宿場町「細久手宿」は地区のシンボルとなり得る集落景観です。

- ・ 細久手宿は、伝統的な建造物が点在しており、大湫宿と並ぶ中山道の宿場町ですが、古い町並みは、過疎化等により失われつつあります。この町並みを保全するとともに、周辺の景観にも配慮することによって、宿場町にふさわしい歴史的景観を創出する必要があります。



◆環境保全上の改善対策が推進されています。

- ・ 日吉地区には、大規模な畜産施設や大きな排気音を伴うサーキット施設があり、これらの施設から発生する悪臭や騒音に関しては、地元住民から苦情が寄せられていました。市は、この間、岐阜県畜産研究所及び東濃家畜保健衛生所と連携し、臭気測定、水質検査など大規模養鶏場への指導を定期的を実施することにより、改善対策を推進しました。

また、騒音についてはサーキット場の環境基準が設けられていないため、随時騒音測定を実施しています。

- ・ 日吉地区は、山間部が多く、地区全域において不法投棄をする人が後を絶たず、特に中山道沿いや道路から少し山中に入った地域では、不法投棄が目立ちます。そのため、中山道の魅力向上と合わせて、ごみの不法投棄に対する監視体制の強化を図る必要があります。



- ・ 農業集落排水事業の日吉南部地区の平成 28 年（2016 年）度末現在の処理区域内人口は、1,059 人で水洗化率は 77.1%です。
- ・ 日吉南部農業集落排水の公共下水道化が計画され、更なる水質浄化が期待されます。

◆中央新幹線日吉トンネル（南垣外工区）工事が行われています。

- ・ 里山環境への影響を予測し、可能な限り回避・低減する配慮が求められています。
- ・ 市でも周辺環境のモニタリング調査を行なうなど、継続的な監視が求められています。

(2) 大湫地区



大湫宿・旧森川訓行家住宅

<地区データ>

- ・ 地区面積：863ha
- ・ 地区人口：335人
(平成28年(2016年)度末)
- ・ 人口密度：0.39人/ha

大湫集落を中心とした山間地域です。中山道の宿場町としての歴史をもち、里山と田園が生活域と密接に結びついた地域です。豊かな自然環境が良好に保たれています。

●大湫地区位置図



【大湫地区の環境の現状と課題】

◆市内では最も良好な自然環境が保全されています。

- ・ ホタルをはじめ、貴重な動植物が地域一円に分布しています。これらの貴重な自然環境は、地域ぐるみで保全していく必要があります。
- ・ 大湫地区では良好な里山が豊かな水源となっています。この水源をつくる里山を十分に管理、育成していく必要があります。
- ・ 大湫地区には美しい田園が広がっています。この田園は生産基盤だけでなく、多くの動植物の宝庫、自然の洪水調整の役割も担っています。住民の協力により保全を図る必要があります。
- ・ 農業集落排水事業の大湫地区の平成28年(2016年)度末現在の処理区域内人口は、118人で水洗化率は、98.3%です。



大湫のヒトツバタゴ自生地



大湫神明神社の大杉

◆住民が率先して自然を管理しています。

- ・ 地域の北部に広がる山林を水源かん養林として利用することが、永く地域の約束事となっています。この住民が定めた土地利用の考え方を後世に受け継ぐ必要があります。
- ・ 地域ぐるみで自然とのふれあいの場を整備し、管理しており、地域の誇りとして住民参加型の環境への取り組みを受け継ぐ必要があります。



住民参加の花の森整備

◆瑞浪市を代表する史跡「中山道」に関わる歴史的町並みがあります。

- ・ 大湫集落には、古い町並みが保全されており、広く知られています。この町並みを永く後世に残す必要があります。
- ・ 中山道の整備区域（東海自然歩道・歴史の道）は、地元まちづくり組織、個人等が日常的な環境整備を行っています。現在、歴史の道整備事業において整備した大湫～釜戸町内の中山道の一部の区間を、国の史跡指定に向けて申請準備中です。



中山道

- ・ 大湫宿・細久手宿の環境保全においては、地元保全団体が主体的に実施しており、中山道ボランティアガイドの会の発足により観光ガイドを実施しています。また、旧森川家住宅の寄附を受け、整備しました。

国の登録有形文化財として、旧森川家住宅や保々家住宅主屋など、4件が登録されていますが、建物の維持管理の義務が、所有者に委ねられることや地元管理団体の高齢化など、保全活用上の課題となっています。



中山道ボランティアガイド

(3) 釜戸地区



釜戸町・ドラゴン 21

<地区データ>

- ・ 地区面積 : 3,041ha
- ・ 地区人口 : 2,914人
(平成28年(2016年)度末)
- ・ 人口密度 : 0.96 人/ha

市を代表する観光資源である竜吟の滝、地区内に4つのゴルフ場などをもち、白狐温泉や歴史的な建造物である天猷寺などとあわせて市外から訪れる人の多い地区です。また、天然記念物のヒトツバタゴやハナノキ及びネコギギなどの動植物の生息場所が散在する地区です。

●釜戸地区位置図



【釜戸地区の環境の現状と課題】

◆天然記念物や貴重な動植物が、地区内一円に分布する豊かな自然環境を備えています。

- ・ 釜戸ハナノキ自生地(神徳区)やヒトツバタゴ自生地(宿区)が、国の天然記念物の指定を受けています。その他、竜吟湖周辺には、シデコブシの群生地を含む湿地、地区東部にもヒトツバタゴの大木、シデコブシの群落が散在しています。

また、早春に羽化するギフチョウの採蜜植物となるカタクリの群落も育成しています。



ヒトツバタゴ

- ・ 佐々良木川と土岐川では、近年、国の天然記念物であり、環境省の絶滅危惧種(ⅡB 類)に指定されているネコギギが発見されるとともに、土岐川では、国の特別天然記念物であり、環境省の準絶滅危惧種に指定されているオオサンショウウオの生息も確認されています。

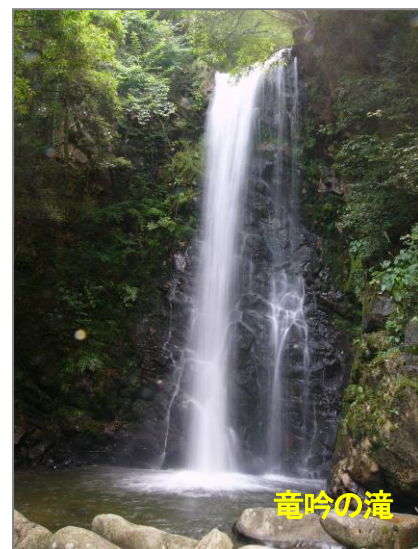
また、大久後区や論析区、神徳区などの山間の水田では、ホタルやドジョウも見られます。これらの生物は、すべて水域に棲んでいますが、水質の汚染には大変弱く、農薬や家庭雑排水に対しても非常に敏感であるとともに、河川や水路の改修などが生息環境に大きく影響を及ぼしています。今後は、これらの生物が生息する環境を保全していくことが求められます。

- ・ 瑞浪市自然ふれあい館は、竜吟の森を訪れる誰もが気軽に立ち寄れるログハウスです。自然とのふれあいを通じて、自然保護に対する理解を深めることを目的とした展示や講座を企画しています。



自然ふれあい館での体験学習

- ・ 釜戸地区の観光資源を代表する竜吟峡一帯は、花崗岩質の地盤で、散策路沿いに風化した岩石が露出しており、落石の危険性が指摘される部分もあります。このような場所の安全性を確保し、人々が安心して利用できる空間を整備する必要があります。このためには、地盤調査を行い、周辺景観を阻害しない落石防止対策を講じることが求められます。



竜吟の滝

- ・ 地区のシンボルともいえる竜吟峡は特別緑地保全地区として森林環境の保全が図られています。竜吟湖は、上流の大湫地区と一体となった水質浄化対策を講じる必要があります。
- ・ 釜戸地区では、これまで竜吟峡の修景やドラゴン 21 の設置など、地域をアピールする取組みを、まちづくり推進協議会が中心となって地区の活性化を進めています。今後は地域の人々が環境保全活動の輪を通して、住民相互の連帯感のさらなる醸成を目指し、強力かつ効果的な地域環境づくりを推進していくことが求められます。
- ・ ネコギギは、生息地が東海三県のみで、近年、数が激減しているため、乱獲の防止や生息環境の保護を地域ぐるみで取り組む必要があります。



ネコギギ

- ・ 地区内の公共下水道の計画は、進められていますが、河川へ流入する生活雑排水の水質を向上し、河川水質の保全を図るため、公共下水道整備の早期完成及び公共下水道整備事業区域外の地域では、合併浄化槽の普及を推進していく必要があります。

◆ごみのポイ捨てや不法投棄が問題となっています。

- ・ 釜戸地区は、ゴルフ場開発や別荘開発などにより、森林部へのアクセス性が良くなっています。別荘地などでは、景気の低迷により、開発が途中で終わってしまい、不法投棄の温床になりかねない状況の地域もあります。また、県道多治見恵那（66号）線の沿線では、通過する車からのごみのポイ捨てが問題となっています。今後は、官民一体となって、こうしたごみの不法投棄撲滅への取組みを展開していく必要があります。また、産業廃棄物処分場などからの排水についての取組みも展開していく必要があります。

◆瑞浪恵那道路整備に着工しました。

- ・ 里山環境への影響を予測し、可能な限り回避、低減を配慮していく必要があります。

(4) 土岐地区



櫻堂薬師

<地区データ>

- ・ 地区面積：2,161ha
- ・ 地区人口：7,560人
(平成28年(2016年)度末)
- ・ 人口密度：3.50人/ha

JR瑞浪駅に近い西部の市街地から、土岐川沿の農村集落及び大久手や大草といった山村集落まで様々な要素を含んだ地区です。国道19号沿いには、鶴ヶ城など土岐氏(美濃源氏)にまつわる史跡等が多数あり、櫻堂薬師は地域のシンボルとなっています。

●土岐地区位置図



【土岐地区の環境の現状と課題】

◆区画整理事業による市街化が進んでいます。

- ・ 今後、市街化が進む中、公共下水道計画区域内では、公共下水道が整備済みとなっていますので、公共下水道計画区域外では、合併処理浄化槽などの普及による水質保全対策を図る必要があります。



益見町のまちなみ

◆土岐氏(美濃源氏)ゆかりの史跡や遺跡が数多く残されています。

- ・ 櫻堂薬師や鶴ヶ城跡などの文化財をはじめ、かつて、土岐氏が館を構えたと伝えられる一日市場館跡(八幡神社)、岐阜県の史跡に指定されている土岐頼貞墓などの土岐氏ゆかりの史跡や遺跡が多数残されていますが、それらを知る市民が少なくなってきました。

今後は、これらの歴史的文化的財産を地域住民が守り、継承しながら、地域の活性化に役立てる必要があります。



土岐頼貞の墓

◆山間地域には豊かな山林とのどかな山村風景が残されています。

- ・ 土岐川支流の数々の河川には、ホタルが住み、地区の中央部や屏風山一帯には、落葉樹を主体とする里山林（保安林指定）が、広範囲に残されているとともに、大久手区、大草区等には、郷愁を誘う山村景観が、展開しています。これらの里山は、河川を潤す自然のダムであるとともに、動植物の生息・生育環境として重要な役割をもっています。また、私たちの心を癒してくれる美しい山村景観は、本市の財産として、永く保全していく必要があります。
- ・ 地区内には、ムササビや双生竹（県指定天然記念物）などの貴重な動植物が見られる里山やホタル・タニシ・モリアオガエルなどの自然の豊かさのバロメーターといえる生物が生育する水田や池があります。地区を東西に流れる土岐川の桜堂区・市原区から木暮区・清水区にかけての一带が、「水辺の楽校」として活用され、豊かな水辺環境も残されています。このような多様な動植物の生息・生育できる環境をいつまでも保全していく必要があります。



土岐双生竹

◆ほ場整備（土岐東部地区・瑞浪中部地区整備中）が進んでいます。

- ・ 耕地区画の整備、用排水路の整備、土壌改良、農道の整備、耕地の集団化を実施し、労働生産性の向上を図ります。

◆きなあつ瑞浪による地元農業の活性化と地産地消を促進しています。

- ・ 「農家の庭先モール」というコンセプトのもと、市内の農家の皆さんが大切に育てた“安心・安全・新鮮”な地元農産物を販売しています。



きなあつ瑞浪

(5) 明世地区



市民公園

<地区データ>

- ・ 地区面積：872ha
- ・ 地区人口：2,693人
(平成28年(2016年)度末)
- ・ 人口密度：3.09人/ha

明世地区には中央自動車道路瑞浪インターチェンジがあり、自動車で市外から訪れる観光客等のメインゲートとなっています。明世地区には良好な山林、集落、田園地帯の農村の顔と、国道19号沿道の市街地のまちなみの顔があります。

●明世地区位置図



【明世地区の環境の現状と課題】

◆開発により居住環境が大きく変化する地区です。

- ・ 瑞浪インターチェンジ、国道19号など道路交通のポテンシャルが高く、地区内では新たな開発の可能性が高い地区です。大型車の通過の増加を住民も感じています。
- ・ インターチェンジ周辺には、瑞浪市民公園、化石博物館などが整備され、緑の豊かな印象のある地域景観が形成されています。
- ・ 本地区には、独立行政法人 日本原子力研究開発機構 東濃地科学センターの施設があります。この施設からの排水水については、岐阜県、市との環境保全協定により自主測定を行い、環境基準を遵守するようにしています。



◆地区の中央部では良好な自然環境と人とが共生してきた風景が見られます。

- ・ 地区の中央部を南北に日吉川、地区の南側には、土岐川が流れ、田園が広がり、山裾に集落が構成され、集落の背後は、里山が占め、美しい風景を見せています。これらの風景を地域が一丸となって保全していく必要があります。
- ・ 明世地区は、ほぼ全域が岐阜県の天然記念物「明世化石」の指定区域となっています。土岐川の河川敷では、実際に化石採集を行う事が出来るなど、自然学習の場としても計画的に保全・活用を図ることが望まれます。
- ・ 農業集落排水事業の月吉地区の平成28年(2016年)度末現在の処理区域内人口は、682人で水洗化率は82.7%です。
- ・ 月吉農業集落排水の公共下水道化計画により、更なる水質浄化が期待されます。



(6) 瑞浪地区



さくらさくらのさんぽみち

<地区データ>

- ・ 地区面積：904ha
- ・ 地区人口：14,316人
(平成28年(2016年)度末)
- ・ 人口密度：15.84人/ha

JR瑞浪駅を中心に、商業施設、工場、住宅、主要な公共施設など、様々な都市機能が集積する本市の中心市街地です。里山や田園が、市街地の南側に広がり、まちの中を土岐川が流れています。

●瑞浪地区位置図



【瑞浪地区の環境の現状と課題】

◆瑞浪市の中心地としての機能を担っています。

- ・ JR 瑞浪駅前や国道 19 号沿いには、様々な商業施設が立地しており、本市の産業活動の中心地となっています。また、市の主要な公共施設である市役所があり、環境保全活動の中心地としての機能も担っています。



国道 19 号沿いの商業施設



瑞浪クリエーション・パーク

◆地域のコミュニティが変わりつつあります。

- ・ 新・旧住民のライフスタイルの違いにより、ごみの出し方をはじめ、様々な問題が生じています。コミュニティを維持し、地区の調和のある、まとまりを強化するために取り組む必要があります。



瑞浪地区まちづくり推進協議会が主催する田植えの様子

◆瑞浪市の骨格を形成する土岐川が市街地を流れています。

- ・ 市街地内を流れる土岐川では、河川の氾濫を防ぐための護岸整備が進められています。
- ・ 土岐川の水質は、かつてと比べて大幅に改善されてきましたが、項目によっては環境基準を上回ることもあり、継続的な調査を行っています。



土岐川（一級河川）

◆市街地の背後に緑豊かな里山が広がっています。

- ・ 市街地の南側には、里山と田園が広がっており、ここから土岐川に流れ込む河川には、ホタルなどもみられます。

◆株式会社エィ・ダブリュ瑞浪の旧ソニー工場跡地への進出に伴う環境配慮が必要です。

- ・ 創業に伴う排水等への環境配慮が求められます。

(7) 稲津地区



黒の田湿地

<地区データ>

- ・ 地区面積：2,182ha
- ・ 地区人口：4,501人
(平成28年(2016年)度末)
- ・ 人口密度：2.06 人/ha

小里川沿いの小里地区と萩原川沿いの萩原地区に大きく2分され、小里地区の南側にあたる小里城跡を中心とした一帯は、スギ・ヒノキ植林やコナラ等の落葉広葉樹林の広がる森林地域となっています。萩原地区は、屏風山とその山麓及び萩原川沿いの水田地帯からなる、のどかな農村地域となっています。

●稲津地区位置図



【稲津地区の環境の現状と課題】

◆地区東部の屏風山稜線一帯には豊かな自然と山麓にはのどかな里山の風景が広がっています。

ます。

- ・ 本市の最高峰である屏風山からつづく、700m前後の山稜には、湿原（黒の田）が形成され、貴重な動植物の生息・生育場所となっているとともに、山麓は、落葉樹を主体とする里山が広がっており、周辺の農地とともにのどかな農村景観を形成しています。今後は、地域の活性化を図るうえで林道や農道のネットワーク化により、森林レクリエーションや自然学習の場として、里山や屏風山の活用を図っていくとともに、貴重な自然環境の保護を図る必要があります。
- ・ 地区を縦貫する小里川は、河川改修が進んでいます。

◆地域での取組みが盛んです。

- ・ 地区内には、NPO 法人「明日の稲津を築くまちづくり推進協議会」が設立され、環境保全活動を実施しています。その他、黒の田湿地愛好会、山野草の会、文化財を守る会、小里城顕彰会などによる小里城跡の整備、ササユリの保護を行うなど、地区の人々が団結して、地域ぐるみで行動を起こすパワーをもっています。



小里城跡

◆瑞浪市の一般廃棄物最終処分場は本地区にあります。

- ・ 市の一般ごみを埋め立てる不燃物最終処分場は、小里地区の羽広にあり、現在、第3期目の埋め立てを行っています。

(8) 陶地区



世界一のこま犬

<地区データ>

- ・ 地区面積：2,044ha
- ・ 地区人口：3,446人
(平成28年(2016年)度末)
- ・ 人口密度：1.69人/ha

市の南端に位置し、中馬街道を中心に発展してきた地区です。中心市街地から離れた地形条件もあり、陶独特の文化を形成しています。本市の窯業発祥の地でもあり、伝統と歴史を大切にしています。

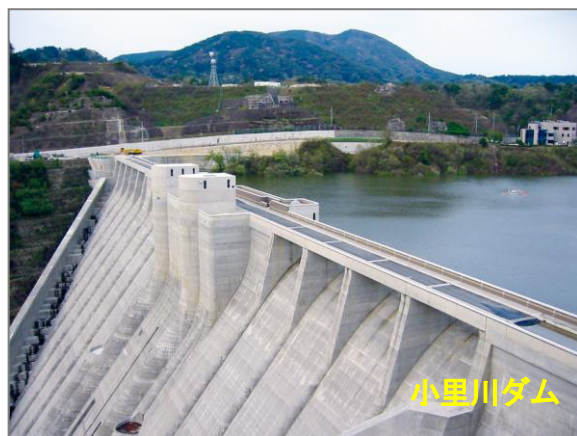
●陶地区位置図



【陶地区の環境の現状と課題】

◆中馬街道と窯業を中心に発展してきた地区です。

- ・ 名古屋と信州飯田を結ぶ商いの道であった中馬街道沿いには、今も多くの石造物が残っており、陶地区の人々にとってなじみ深いものとなっています。これらの石造物を地域の誇りとして、永く後世に継承する必要があります。
- ・ 陶の名が示すように、市の窯業発祥の地であり、かつての古窯跡は、現在も随所に残されています。近年の不況の中でも、伝統的地場産業の火を灯し続けており、近代窯業に使用されたレンガ煙突や小里川ダムなどの近代化遺産も散在しています。こうした産業の歴史を後世に残すとともに、工場の跡地を新たな目的に活用する必要があります。



◆瑞浪市の南端に位置し独自の文化を形成しています。

- ・ 陶地区は独自の文化を形成しており、地区の歴史や伝統の保全地区の魅力を創出する取り組みを進めています。このような自らの手で自主的に環境を保全するという姿勢を継承していく必要があります。
- ・ 「陶町明日に向けて街づくり推進協議会」を中心に地域住民の創意によって、ギネスブックに登録された世界一のこま犬、茶つぼを生み出し、また、少子高齢化の進む中、宅老所を他町に先駆け設置するなど、地域に住む子どもやお年寄りが快適で安全に暮らせる環境づくりを推進しています。



- ・ 国道 419 号及び 363 号等の沿道では、ポイ捨てやごみの不法投棄などが問題となっており、特に、地区を通過する人々に、ポイ捨て禁止を呼びかけていく必要があります。



◆森林の湧水から流れる美しい水を利用しています。

- ・ 湧水・滝などの美しい水が、随所にみられます。これらの水辺環境に生育・生息する生物を地域ぐるみで保全していく必要があります。
- ・ 地区の森林が育んだ水を、農業用水として利用しています。水の循環に気を配り、水源地や森林を大事にする考え方を育て伝えていく必要があります。

第2章

望ましい環境像と 環境基本目標

第2章では、前章までに整理した瑞浪の現況や主な課題を踏まえた、望ましい環境像と環境基本目標を記載してあります。

第2章 望ましい環境像と環境基本目標

2. 1 望ましい環境像

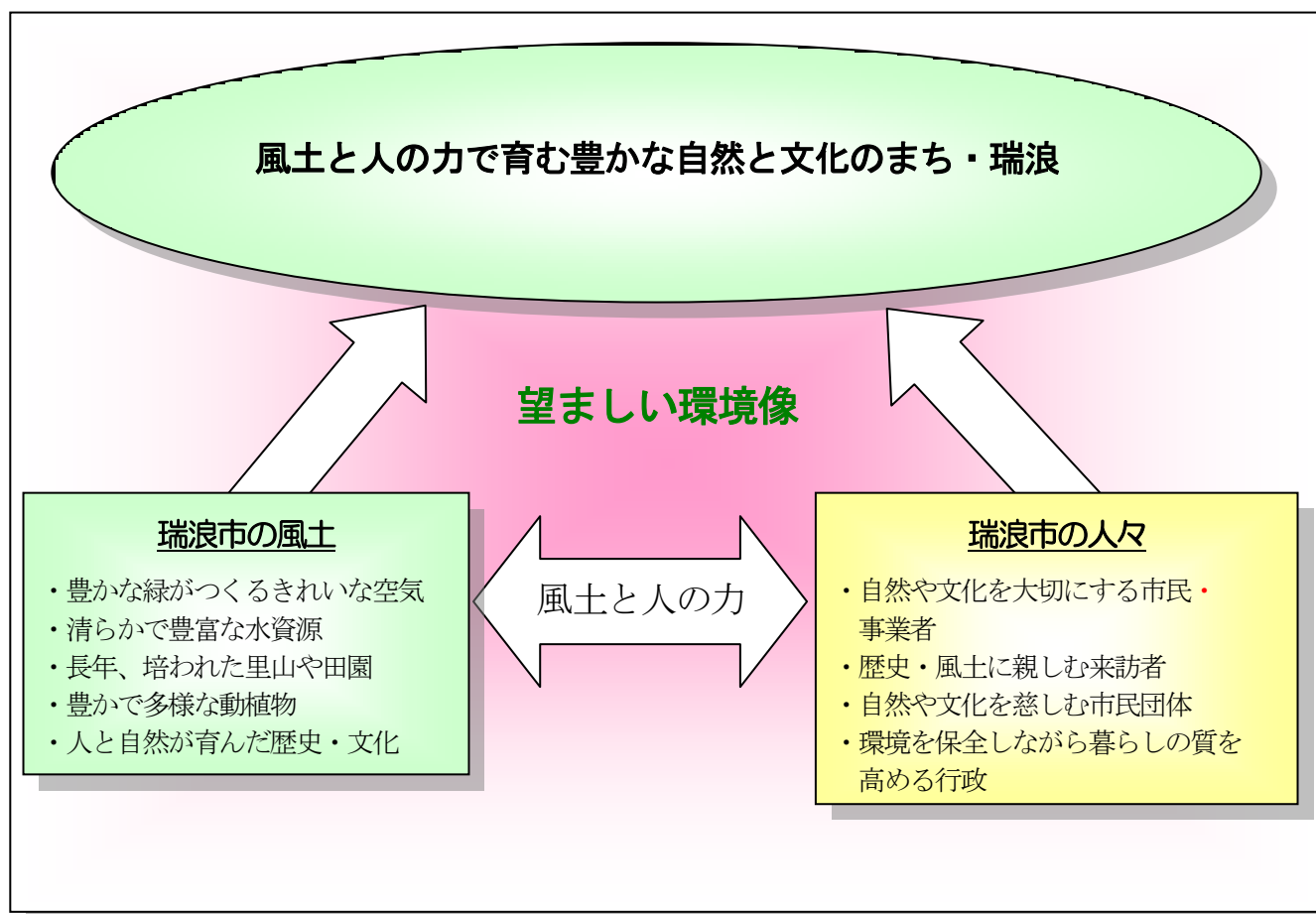
本市は、山林、河川など、良好な自然資源が市内一円に分布し、豊かな生態系をもった、まとまりのある自然環境を形成しており、また、中山道の宿場町に代表される古い歴史の中に、窯業、農業などの産業があり、自然に育まれた生活の営みが感じられるまちです。

本市は、こうした豊かな自然を背景として、これまで窯業や農業のまちとして栄えてきましたが、近年は、活気のある先端産業を取り込んだ活力のある産業文化都市への成長を目指しています。

こうした都市機能の拡充の一方で、市民は、身近な自然や風土と一体となった生活の営みを通じて心の豊かさを求めています。本市には、かつて、里山や集落が生活域として併存し、地域の生態系を巧みに維持・管理しながら暮らしの質を高めてきた知恵（人）の歴史が、今も息づいています。

気候や地形などの自然環境だけでなく、歴史や人の暮らしなど、自然と人との関わりにより育まれてきた「風土」の中で、全ての人が、環境問題を自分のこととして環境に対する意識を持ち、行動していくことが大切です。

このような視点に立ち、風土と人の力によって現在まで、先人により脈々と築かれてきた本市の豊かな自然と文化に支えられた優れた環境を受け継ぎ、将来に継承するために、望ましい環境像を次のように定めました。



2. 2 環境基本目標

基本理念 1

自然との共生

本市の風土を形成する基本資源としての自然環境を保全するとともに、環境問題を地域の連携によって取組む課題であると捉え、自然との共生や生物多様性確保を図ります

<瑞浪の保全すべき自然>

- ・東濃丘陵地帯等の地形・土岐川等の水系
- ・周伊勢湾要素植物群などの特徴的な植物群
- ・地域の水や生活資源の循環の原点となる里山の自然
- ・里山に抱かれた里地の身近な自然環境と生産機能
- ・多様な生態系が生み出す動植物の生育地・生物多様性の恵み



基本目標 1 : 瑞浪市の風土の基盤である里地・里山や河川等水辺の維持・保全を図ります

- ・里山をはじめとした自然と人との相互の営みを持続させます
- ・里地・里山や水辺の維持・保全を通じて地域の水循環と生産基盤を維持します
- ・生物の生息環境を含む生態系としての自然環境の維持・保全を図ります
- ・流域での連携や広域的な取組みにより自然環境の維持・保全を図ります



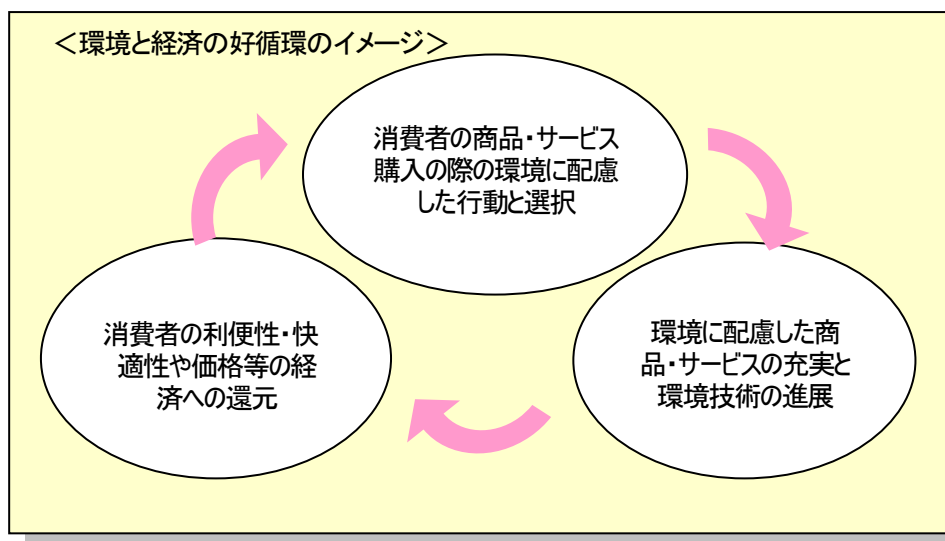
土岐川に生息するオオサンショウウオ



身近な水辺で自然とふれあう

基本理念2 環境と経済の 好循環

環境配慮の取り組みが環境ビジネスの拡大や雇用の創出を生み、持続可能な社会となるよう、環境・経済・社会の好循環を進めます



基本目標 2： 市民一人ひとりが環境に配慮し行動することで、生活の質の向上につなげます

- ・市民の日常生活や事業活動における環境配慮と意識的な行動選択を促します
- ・循環型社会の形成推進など、持続可能な社会への取り組みを推進します
- ・省エネルギー型のライフスタイルを選択し、新エネルギーの利用を促進します
- ・上記に関わる生活行動や事業活動に関する情報交流を促進します



地産地消拠点・農産物等直売所「きなあた瑞浪」



土岐川河川清掃

基本理念3 歴史・文化を活かす

自然環境や歴史的・文化的環境の保存・活用を通じて、自然・歴史・文化と地域の誇りが身近に感じられるまちづくりを進めます

＜瑞浪の活用すべき歴史・文化財産＞

- ・里山を背景とした良好な田園景観や河川景観
- ・豊かな歴史や文化資源、「焼きもの」をはじめとした伝統産業
- ・中山道・中馬街道などの歴史の道
- ・「大湫宿」・「細久手宿」の宿場町、「一里塚」等の史跡
- ・「鬼岩」・「明世化石」等の天然記念物
- ・瑞浪美濃源氏七夕まつり、半原操り人形浄瑠璃、獅子舞、美濃歌舞伎、笹踊りなどの伝統芸能



基本目標 3： 瑞浪市らしい風土を活かし、人とのふれあいができる文化環境を創出します

- ・美しい瑞浪市の郷土景観を保全します
- ・歴史的・文化的環境を保存します
- ・歴史・文化を通じて人々のふれあいの場を創出します



鶴城笹踊り



半原操り人形浄瑠璃

基本理念4

参加と協働

一人ひとりが環境に負荷を与え、地域の自然や風土の恩恵にあずかっている認識をもち、すべての「人の力」を育み、結集して、環境活動への積極的な参加を促します

＜参加と協働の広がりイメージ＞

- ・市民と事業者、市のそれぞれの役割分担と積極的な取組み
- ・環境問題の解決に向けたすべての人々による取組み・人の輪の広がり
- ・次世代を担う子供たちの身近な環境学習、環境教育の場の広がり
- ・環境問題に取組む人材育成と次世代への意識と技術の継承



基本目標 4 :市民の誰もが参加でき、継続性のある計画の推進体制を実現します

- ・自然とのふれあいを通じて環境学習や市民参加による環境活動を推進します
- ・活動の組織的な取組みへの展開や環境に係る地域リーダーの育成を図ります
- ・事業者の環境共生への参画に向けて環境情報の提供など支援を推進します
- ・各主体間の連携を図り協力体制・推進体制を確立します



家族ふれあい芋煮会
(瑞浪地区まちづくり推進協議会)



松野湖クリーン作戦

第3章

環境の保全と創出への 施策体系

ここでは、第2章で掲げた望ましい環境像及び環境基本目標を踏まえ、瑞浪市の環境保全と創出に向け、取組んでいく施策の体系と、基本的なフレーム(基本施策)についての方針及び個別施策について整理します。

3. 1 施策の体系

望ましい 環境像	基本目標	基本施策		
風土と人の力で育む豊かな自然と文化のまち・瑞浪	1 瑞浪市の風土の基盤である里地・里山や河川等水辺の維持・保全を図ります	①	里山の保全と活用	市の風土を形づくる里山と人との関わりを絶やさぬよう継承に努め、里山を市の自然環境の重要な基盤として捉え、新しい時代に向けた保全と活用を図ります。
		②	食と生命を支える農地の保全と修復	食を通じて生命を支える「農」の基盤である農地と、地域の生態系を育む環境としての山間や低地の水田や畑を保全します。また有機栽培など、人にも自然にも優しい環境に負荷の少ない農業への取組みを継続して支援します。
		③	地域の水循環の保全と修復	健康な自然環境を維持する上での生命線となる水循環は、瑞浪市の環境基盤の一つであり、川や湖が蓄える地表水と里山が蓄える地下水の水循環が、健全に維持されていくことを目指した保全と修復を図ります。
		④	多様な動植物の生息・生育環境の保全と創出	天然記念物や貴重種を含めた野生生物の生息・生育環境の保護保全と創出に向けた取組を進め、生物多様性の保全を図ります。
	2 市民一人ひとりが環境に配慮し行動することで、生活の質の向上につなげます	①	循環型社会づくりの推進	廃棄物の発生抑制、資源再利用、再生品利用、再資源化の推進等を行うことにより、循環型社会づくりに向けた取組を進めます。
		②	エネルギー循環の効率化	エネルギーを効果的、効率的に使用する省エネルギーへの取組みや自然エネルギーの利用の推進、また、環境に配慮した省エネ型の住宅づくりを推進し、低炭素社会の実現を目指します。
		③	水質浄化対策の推進	公共下水道事業や農業集落排水事業、合併処理浄化槽の普及などの下水道整備を基本とし、山間部に多くの居住地が点在する瑞浪市の環境特性に配慮したきめ細かな水質浄化の取組を進めます。

具体的施策	市民・事業者の取組
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画を策定し、鳥獣被害対策実施隊による加害鳥獣の駆除を行います。	○市民の取組 ・地域、集落が主体となり、農地の持つ多面的機能を維持し、次世代に継承するための保全活動を行います。 ・農産物等直売所を利用するなど、地元農畜産物を積極的に購入するよう心がけます。 ・草刈り等河川の適正な維持管理に努めます。 ・市内河川でのホタル等希少動植物の保護活動を行います。 ・シデコブシやハナノキの保護活動を行います。 ○事業者の取組 ・高齢化や後継者不足等により中山間地域を中心に耕作放棄地が増える中、継続可能な農地を集積し、農業基盤の維持を図ります。 ・効率的で安定的な農畜産業を追及し、瑞浪市特産品の生産拡大や、新たな農産物の生産展開を進めます。 ・所有する森林に対する補助事業等を活用し、間伐等の整備を行います。 ・森林の伐採後は、針広混交林化や広葉樹化の植林を行い、土砂の流出防止と生態系の再生に努めます。
市民の新たなニーズに対応すると同時に、森林の多面的機能の充実や持続可能な木材生産の達成に向けた森林配置計画を含む森林整備計画を策定します。	
地域、集落が主体となり、農地の持つ多面的機能を維持し、次世代に継承するための保全活動を行います。	
高齢化や後継者不足等により中山間地域を中心に耕作放棄地が増える中、継続可能な農地を集積し、農業基盤の維持を図ります。	
農産物等直売所出荷者への支援、学校給食での地元野菜の使用促進等を通じて、地産地消を推進します。	
耕作放棄地の解消に繋がる活動の支援、新規営農希望者や農地を探す人の支援を通じて、農地の維持、確保に努めます。	
農産物等直売所出荷登録者数を増やします。	
優良農地の現状を維持若しくは面積を増やします。	
所有する森林に対する補助事業等を活用し、間伐等の整備を行います。	
土岐川河川清掃や松野湖クリーン作戦を活用し、保全修復を図ります。	
ため池整備事業を活用した農業用ため池の整備を行うとともに、災害防止のため、利用しなくなったため池の廃止を行います。	
自然環境に影響の少ない河川改修や道路改良を実施します。	
水辺の楽校やカワゲラウォッチングを通して、水生生物の実態や身近な河川の水質について学び、保全に活動につなげます。	
生物多様性の保全のため、特定外来生物の調査や駆除を行います。	
資源ごみリサイクル率の向上に努めます。	○市民の取組 ・愛園作業（保護者による園の清掃・遊具の塗装）をします。 ・P T Aによる資源回収を実施します。 ・児童会・生徒会によるアルミ缶やエコキャップの回収、地域清掃活動に取組みます。 ・防油ます設置により污水处理施設の負荷を低減し、処理水質を向上させます。 ・所有する空き家等の適正管理をします。
可燃ごみ・不燃ごみ処理量の削減を進めます。	
樹木の剪定枝等の堆肥化による還元・利用を行います。	
使用済小型家電回収品目の拡充をします。	
色付きトレイの回収を検討します。	
建設発生土の抑制と再利用の推進及び建設リサイクル資材の積極的利用に努めます。	
市民省エネモニターの実施により、省エネの意識啓発を行います。	
屋根置き型太陽光発電システムの普及啓発を行います。	
エネルギー消費の収支がゼロになる住宅（ZEH）の普及啓発を行います。	
公共施設におけるCO2削減に努めます。	
水洗化率の向上に努めます。	
防油ます設置により污水处理施設の負担を低減し、処理水質の向上に努めます。	
河川において、観測地点の環境基準を超過した場合、原因を分析し、施策に活かします。	

基本目標	基本施策		
2 市民一人ひとりが環境に配慮し行動することで、生活の質の向上につなげます	④	健全な生活環境の保全対策の推進	騒音・振動の軽減対策、大気汚染防止対策、環境汚染化学物質対策の強化、悪臭防止対策、空き家対策を進め、安全・安心で、かつ、健全な生活環境の保全を図ります。
3 瑞浪市らしい、風土を活かし人とのふれあいができる文化環境を創出します	①	美しい郷土景観の保全と創出	豊かで快適な環境資源を培っていくため、これらの美しい郷土景観を保全し創出していく取組を進めます。
	②	瑞浪市らしい地域資源の保全と活用	瑞浪市らしい風土を形成している地域のすぐれた歴史・文化・自然資源を保全、活用する取組を進め、瑞浪市らしい文化環境を培っていきます。
	③	愛着のあるふるさとづくりの推進	市民が瑞浪市の歴史・文化に触れ合い、人と人が交流できる機会や場を創出するため、まちづくりと連携した愛着のあるふるさとへの取組を進めます。
4 市民の誰もが参加でき、継続性のある計画の推進体制を実現します	①	行政と市民との協働体制の整備	市の環境保全への取組に関する情報をはじめ、市民や企業が実施している環境保全活動などの情報システム化、市民の環境保全活動を支援していく制度、しくみの充実を図ります。
	②	環境教育・体験学習の推進	地球規模の環境から身近な生活環境まで幅広い環境保全活動の分野における環境教育や体験学習の推進を図り、地域の環境保全活動や地域環境にやさしいライフスタイルの確立を目指します。
	③	事業所の環境保全意識の向上	事業所の環境保全の取組支援の一環として、事業所に対する環境保全に関わる施策の紹介や法制度等の周知を徹底するとともに、環境マネジメントシステムの導入に向けて情報を提供するなど支援を推進します。

具体的施策	市民・事業者の取組
一般環境騒音測定調査地点における環境基準値の達成状況を全測定地点で維持し、振動に関しては、特定建設作業における事前届出の徹底、審査、指導を強化し、振動公害の発生を防止するよう努めます。 悪臭防止法で定める特定物質が規制基準値を達成するよう努めます。 空き家等の適正管理が行われるよう努めます。 空き家等の関係法令や平成 29 年（2017 年）度に策定する空き家等対策計画に基づき、空き家等の対策を実施します。 空き家・空き地バンクが活用されるよう努めます。	
悪臭防止法で定める特定物質が規制基準値を達成するよう努めます。 空き家等の適正管理が行われるよう努めます。 空き家等の関係法令や平成 29 年（2017 年）度に策定する空き家等対策計画に基づき、空き家等の対策を実施します。 中山道（大湫宿含む）に関する観光に取り組めます。 市内の指定文化財の指定件数の増加に努めます。 空き家・空き地バンクが活用されるよう努めます。 美濃源氏七夕まつりなど市内の祭りの参加者の増加に努めます。 文化施設・歴史案内等ボランティアによる講座等の開催により、市民が地域の歴史・文化と親しむ機会の創出に努めます。	○市民の取組 ・民俗文化財保存団体・伝統芸能保存団体を結成し、子どもたちへの伝承を図ります。 ・文化財保存団体や地縁団体等により、地域の歴史的・文化的遺産を保護します。 ・中山道や桜堂等、文化財の活用に取り組めます。 ・民家再生プロジェクトによる大湫宿の清掃及びリフォームに取り組めます。 ○事業者の取組 ・中山道エリアを修繕して保存・活用し、地域の活性化を行います。
環境保全活動に参加する市民団体数の増加に努めます。 里親制度（※）による、公共施設の美化、保全活動を行う市民活動団体に対する支援を行います。 環境学習の機会創出に努めます。 環境フェアみずなみを開催することで、市民の環境意識の向上に努めます。 自然観察会を開催します。 幼稚園で飼育・栽培・園外保育・自然遊び等を通じて環境教育に取り組めます。 可燃物焼却施設や不燃物最終処分場、浄化センターによる小学生施設見学の受け入れを通じて、環境保全の啓発を行います。 文部科学省「スーパーエコスクール実証事業」へ参加し、環境負荷の少ない学校を目指します。 市内の全小・中学校で環境教育に取り組めます。 事業所に起因する悪臭や水質汚濁等の苦情に対し、原因及び対策に対する啓発と指導を継続していきます。 産業廃棄物が不適正に処理されていないか、県や市の環境対策指導員、環境美化監視員と協力して監視します。	○市民の取組 ・草刈り等公園の適正な維持管理を実施します。 ・自治会やまちづくり推進協議会等が主催する、環境問題に関する活動へ積極的に参加します。 ○事業者の取組 ・新春見本市における Re 食器（リサイクル食器）普及活動を行います。

※里親制度とは、市道や公園等の公共施設の美化・保全活動を行う市民活動団体を支援する制度です。

3. 2 目標設定

3. 1 「施策の体系」で提示した具体的施策のうち、目標値の設定が可能なものについて目標値及び現状値の設定を行います。

基本目標	具体的施策	数値説明	目標値 (平成 35 年 (2023 年) 度)	現状値 (平成 28 年 (2016 年) 度)
1 瑞浪市の風土の基盤である里地・里山や河川等水辺の維持・保全を図ります	地元の農畜産物を食べるように心がけている市民の割合 (※市民アンケートによる調査結果)		77.4%	72.8%
	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画を策定し、鳥獣被害対策実施隊による加害鳥獣の駆除を行います。	年間被害額	0 円/年	116.1 万円/年
		被害防止計画駆除頭数	700 頭/年	700 頭/年
	農産物等直売所出荷登録者数を増やします。	登録者数	230 人	189 人
	優良農地の現状を維持若しくは面積を増やします。	ほ場整備面積	406.5ha (累計)	389.0ha (累計)
	所有する森林に対する補助事業等を活用し、間伐等の整備を行います。	間伐面積	800.00ha (累計)	556.27 ha (累計)
	ため池整備事業を活用した農業用ため池の整備を行うとともに、災害防止のため、利用のなくなったため池の廃止を行います。	整備及び廃止件数	平成 30 年 (2018 年) 度 未利用ため池の調査 平成 31 年 (2019 年) 度 以降順次廃止	廃止措置未実施
2 市民一人ひとりが環境に配慮し行動することで、生活の質の向上につなげます	生物多様性の保全のため、特定外来生物の調査や駆除を行います。	オオキンケイギク駆除重量	1,500 kg/年	90 kg/年 (乾燥後)
	ごみの 4R 活動に取り組んでいる市民の割合 (※市民アンケートによる調査結果)		81.0%	76.4%
	省エネ機器・新エネルギーへの取組みをしている市民の割合 (※市民アンケートによる調査結果)		59.1%	50.0%
	水洗化推進により、市内の川、身近な水路がきれいになったと感じている市民の割合 (※市民アンケートによる調査結果)		66.3%	63.5%
	資源ごみリサイクル率の向上に努めます。	リサイクル率 (※1)	26.0%	21.2%
	可燃ごみ・不燃ごみ処理量の削減を進めます。	焼却量	焼却：10,000t/年	焼却：10,499t/年
		埋立量	埋立：2,000t/年	埋立：2,185 t/年
	使用済小型家電回収品目の拡充をします。	回収品目	23 品目	15 品目
	屋根置き型太陽光発電システムの普及啓発を行います。	補助件数	1,300 件 (累計)	720 件 (累計)
	公共施設における CO2 削減に努めます。	削減率 (※2)	△10.0% (平成 25 年 (2013 年) 度比)	△3.4% (平成 25 年 (2013 年) 度比)
	水洗化率の向上に努めます。	水洗化率 (※3)	90.0%	81.24%
	空き家・空き地バンクが活用されるよう努めます。	成約件数	100 件 (累計)	29 件 (累計) ※平成 28 年 (2016 年) 度末累計 (登録件数 43 件)

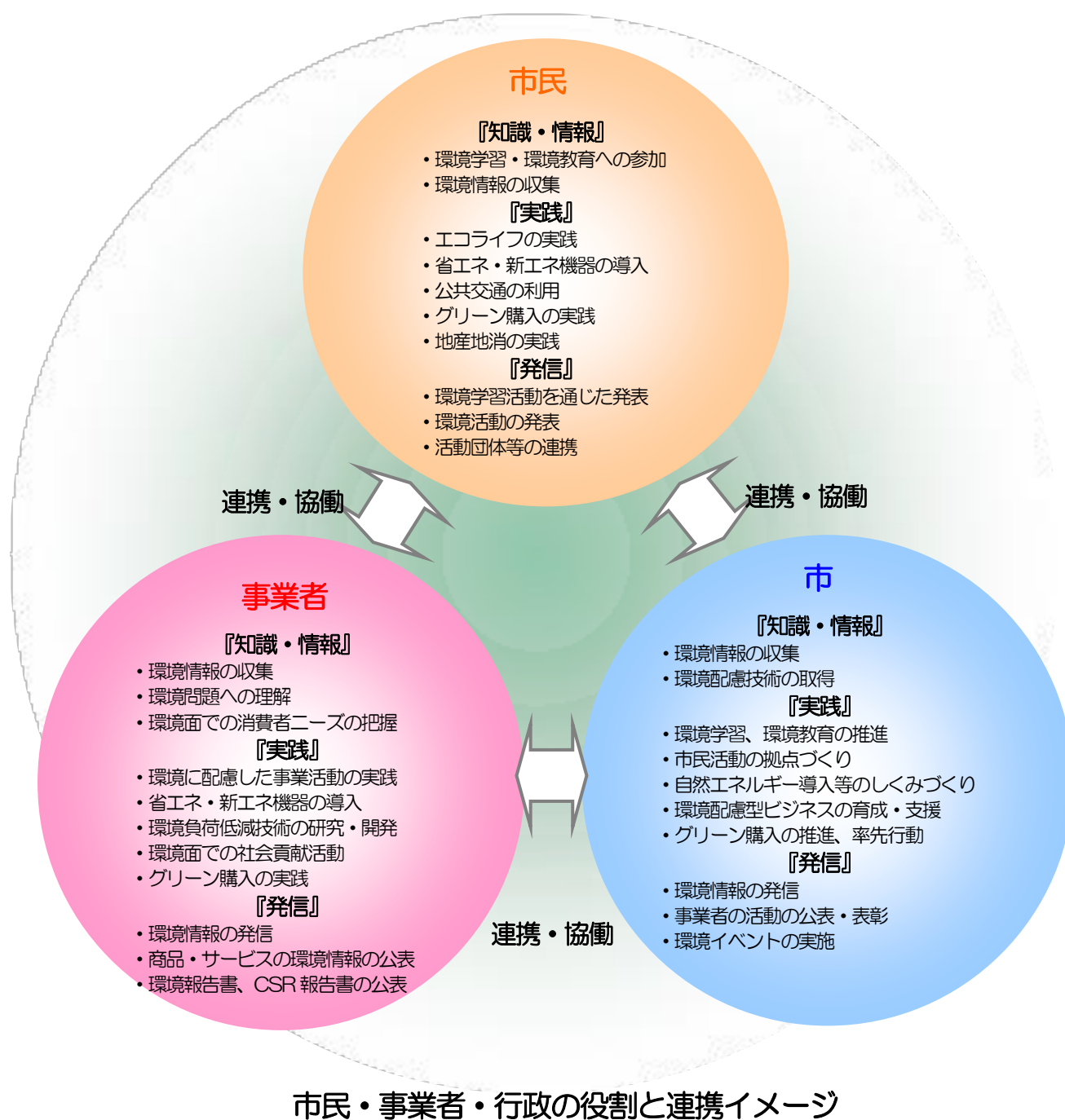
基本目標	具体的施策	数値説明	目標値 (平成35年(2023年)度)	現状値 (平成28年(2016年)度)
3 瑞浪市らしい、風土を活かし人とのふれあいができる文化環境を創出します	自分のまちに誇りをもてる、魅力のあるまちなみだと感じる市民の割合 (※市民アンケートによる調査結果)		53.7%	45.4%
	中山道(大湫宿含む)に関する観光に取り組めます。	ボランティアガイド利用者数	4,500人/年	1,131人/年
	市内の指定文化財の指定件数の増加に努めます。	指定件数	120件(累計)	106件(累計)
	文化施設・歴史案内等ボランティアによる講座等の開催により、市民が地域の歴史・文化と親しむ機会の創出に努めます。	ボランティアガイド登録者数	65人	29人
4 市民の誰もが参加でき、継続性のある計画の推進体制を実現します	里親制度による、公共施設の美化、保全活動を行う市民活動団体に対する支援を行います。	都市公園登録団体	23団体	18団体
		市道登録路線	132路線	131路線
	環境学習の機会創出に努めます。	環境学習実施回数	13回/年	10回/年
	環境フェアみずなみを開催することで、市民の環境意識の向上に努めます。	入場者数	1,600人/回	600人/回
	自然観察会を開催します。	開催件数	10回/年	9回/年
	事業所に起因する悪臭や水質汚濁等の苦情に対し、原因及び対策に対する啓発と指導を継続していきます。	苦情件数	0件/年	2件/年

数値のデータ等に関する補足説明について

項目	補足説明
※1	リサイクル率の算出方法 $[\text{リサイクル率}] = [\text{資源ごみ排出量}] / [\text{一般家庭ごみ総排出量 (可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ)}]$
※2	燃料等使用に伴う二酸化炭素排出量の算出方法 $[\text{二酸化炭素排出量}] = [\text{使用量}] \times [\text{二酸化炭素排出係数}]$ 削減率の算出方法 $[\text{削減率}] = [\text{当該年度の二酸化炭素排出量}] / [\text{平成25年(2013年)度の二酸化炭素排出量}]$
※3	水洗化率の算出方法 $[\text{水洗化率}] = ([\text{公共下水道区域内水洗化人口}] + [\text{農業集落排水区域内水洗化人口}] + [\text{合併処理浄化槽人口}]) / [\text{総人口}]$

3. 3 4つの基本目標を実現するための施策

基本目標及びそれを構成する基本施策を実現する具体的な個別施策については、下図に示すように市民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、各主体間の連携と協働により施策を推進します。



第4章

計画の推進と 進行管理

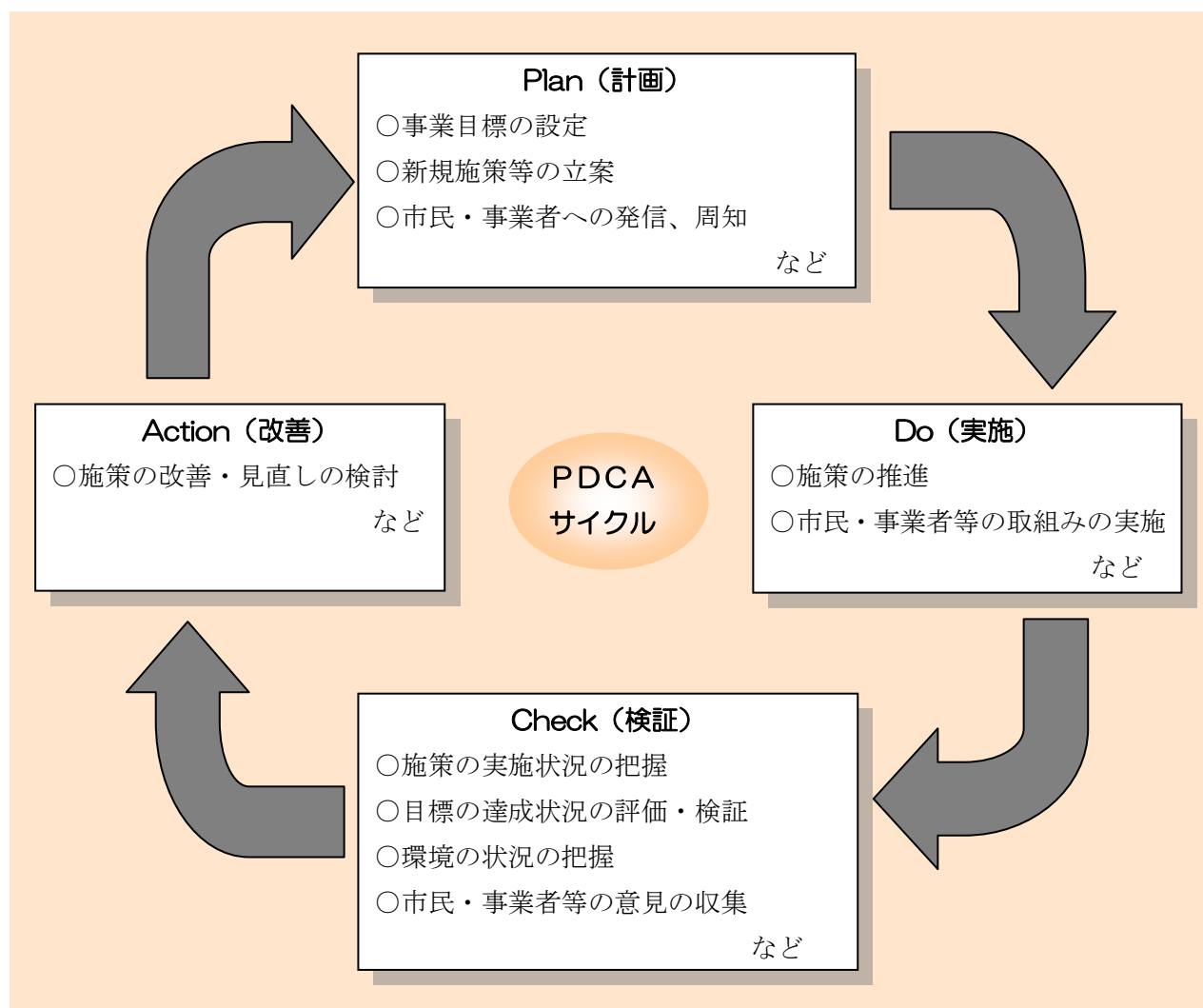
第4章では、環境基本計画を効果的かつ円滑に推進、進行し、実行力と継続性のある計画としていくため、推進体制や進行管理の方策を示していきます。

第4章 計画の推進と進行管理

4.1 計画の推進

今後6年間の施策を実現するためには、市民・事業者・行政の三者の適切な役割分担のもと、協働により取組みを進めていくことが重要です。また、地球温暖化対策など地球規模での取組みや、河川の水質保全などは、近隣自治体なども含めた広域的な連携・協力が必要なため、国や県、近隣自治体等との協力・連携に基づきながら施策の推進を図ります。

本環境基本計画を市民・事業者・行政で共有できるよう、三者が発信する情報を相互に受信し、その情報が行動につながるような関係を三者で構築します。また、市民・事業者・行政の相互連携により検証及び改善を行う、PDCA（Plan（計画）-Do（実施）-Check（検証）-Action（改善））サイクルを向上（スパイラルアップ）させ、計画の継続的な改善を進めていきます。



4.2 推進体制

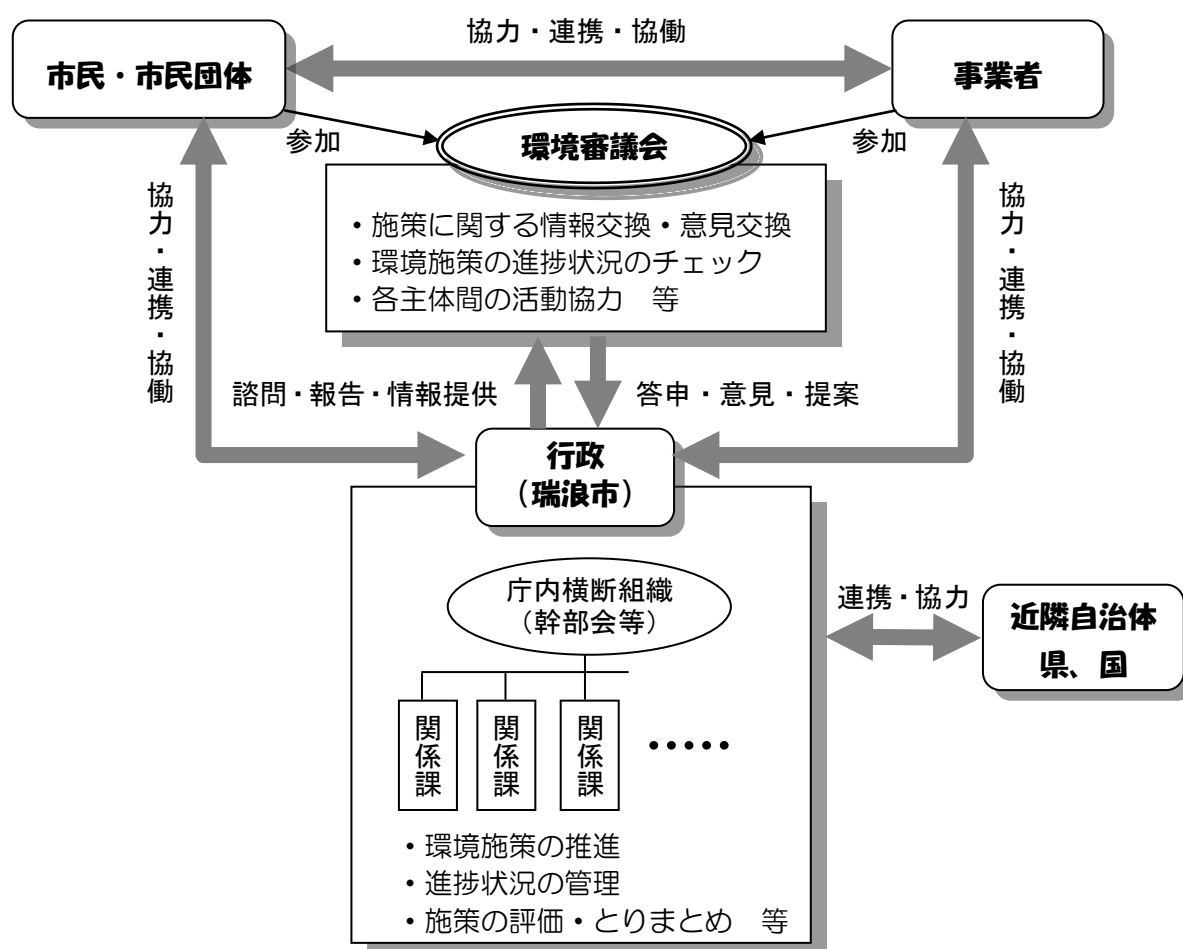
本計画に掲げる施策は、本市の行政全般に関わるものであり、計画の推進のためには全庁的な取り組みが必要です。庁内における横断的組織により、本計画に基づいて実施される庁内各部署の各種事業の進行状況に関する情報を収集・点検するとともに、計画の効果的な推進に向けて連携・強化を図ります。

4.3 進行管理

本計画に掲げた環境保全の取り組みを市民、各種団体、事業者と連携・協力して進めるため、市民、事業者で構成する環境審議会を定期的に関き、計画に基づく施策及び指標の進捗状況等を点検・評価し、市に対して意見や提言を行うなど、市民との協働による進行管理の開かれた場とします。さらに、市民・事業者からいただいた意見・提言を受けて対応を検討し、計画の推進に反映させるとともに、必要に応じ施策や指標等についても改善・見直しを図ります。

4.4 計画の見直し

本計画（後期）の期間は、6年としますが、新たな環境問題や社会情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



資料編

瑞浪市環境審議会委員名簿

番号	氏名	推薦区分
1	安藤 精志	土岐川漁業協同組合
2	岩島 孝之	登録公募
3	請井 裕美	一般公募
4	海道 清信	名城大学都市情報学部 教授（会長）
5	加藤 栄子	女性代表 瑞浪市生活学校
6	河瀬 進	瑞浪商工会議所
7	三戸 憲和	瑞浪市文化財審議会
8	柴田 幸一	瑞浪市建設業協会
9	清水 芳樹	瑞浪市教育委員会
10	永井 恒	瑞浪市農業委員会
11	松崎 英之	瑞浪陶磁器工業協同組合
12	丸山 多美子	女性代表 瑞浪市 PTA 連合会母親委員
13	水野 幹隆	社団法人 瑞浪青年会議所
14	溝口 博敏	瑞浪市連合自治会

※環境基本計画見直しに係る審議会委員

○瑞浪市環境基本条例

平成11年12月24日条例第25号

（目的）

第1条 この条例は、豊かで快適な環境の保全と創出についての基本的な考え方を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策の基本的な事項を定めることによって、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であって、豊かで快適な環境を保全し、創出するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、大気・海洋の汚染、野生生物の種の減少、化学物質による汚染その他の地球規模の環境に影響を及ぼす事態に対する環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、豊かで快適な環境を保全し、創出するうえでの支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康や生活環境（人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 豊かで快適な環境は、積極的に保全し、創出する働きかけを行わないと失われやすいものであるという認識に立って、その保全と創出の活動を行わなければならない。

2 豊かで快適な環境の保全と創出は、人と自然が共生する社会において、市民が良好な環境を享受する権利を守り、将来の世代へ継承していくことを目的に行わなければならない。

3 豊かで快適な環境の保全と創出は、すべての者が自主的かつ積極的に取り組むことによって行わなければならない。

4 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、豊かで快適な環境の保全と創出を図るため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

（1） 公害の防止、廃棄物の削減・適正処分と再利用、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資産の保存、景観の保全、快適な居住環境の整備等生活環境に関すること。

（2） 森林の保全と活用、河川・湖沼等水辺環境の保全、緑化の推進、自然保護等自然環境に関すること。

（3） 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護等地球環境に関すること。

（市民の責務）

第5条 市民は、その日常生活において、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷を少なくするよう努めなければならない。

2 市民は、その日常生活から排出される廃棄物の減量と分別、生活排水の改善に努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進すること等により、資源が有効に利用されるように努力しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、市が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うときは、公害を発生させないようにするとともに、環境の保全をするため、自らの負担において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、事業活動に関する製品、原材料その他の物を使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進すること等により、資源が有効に利用されるよう努力しなければならない。

3 事業者は、事業活動を行うことに伴う環境への負荷を少なくすること及び省エネルギーとリサイクルを推進するための業務を管理する責任者を設置するよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動を行うときは、豊かで快適な環境の保全と創出に自ら努めるとともに、市が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

第7条 市長は、豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、瑞浪市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ瑞浪市環境審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 環境基本計画を変更するときは、前2項に定められた手続きにより行うものとする。

(年次報告)

第8条 市長は、市の環境の現状や、豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境への配慮)

第9条 市及び事業者は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定したり、実施しようとするときは、豊かで快適な環境の保全と創出に配慮しなければならない。

(指導等)

第10条 市は、豊かで快適な環境の保全と創出を図るため必要と認めるときは、市民や事業者に対し、指導、助言等を行うことができる。

(環境教育等の推進)

第11条 市は、市民及び事業者が豊かで快適な環境の保全と創出についての理解を深めるために、適切な環境教育等が受けられるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報)

第12条 市は、豊かで快適な環境の保全と創出に役立つよう、環境の状況その他の環境の保全と創出に係る情報を、適切に提供するよう努めるものとする。

（市民活動等の支援）

第13条 市は、市民及び事業者並びに市民や事業者が構成する団体が行う豊かで快適な環境の保全と創出のための自発的活動に対し、支援するものとする。

（広域的連携）

第14条 市は、地球環境の保全その他の広域的な取り組みを必要とする施策を実施するときは、国及び県並びにその他の市町村等関係機関と協力してその推進に努めるものとする。

（環境審議会）

第15条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、瑞浪市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、豊かで快適な環境の保全と創出に関する基本的事項を調査審議し、その意見を答申する。

（組織）

第16条 審議会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、生活、自然、社会及び地球環境問題について識見を有する者の中から、市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

5 会長は、審議会をまとめ、会議の議長となる。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委任）

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

大気環境

資料 1. 大気汚染に係る環境基準

- ・大気の汚染に係る環境基準について（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号
最終改正 平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示第 73 号）
- ・二酸化窒素に係る環境基準について（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号
最終改正 平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示第 74 号）
- ・ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について（平成 9 年 2 月 4 日環境省告示第 4 号
最終改正 平成 13 年 4 月 20 日環境省告示第 30 号）
- ・ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成 11 年 12 月 27 日環境省告示第 68 号）
- ・微小粒子状物質に係る環境基準について（平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号）

物 質		環 境 基 準 （設定年月日等）	人 体 へ の 主 な 影 響
大気汚染物質	二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の1日平均値が、0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。(S48.5.16 告示)	のどや肺を刺激し、気管支炎や上気道炎などを起こす
	二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の1日平均値が 0.04 ppm から 0.06ppm までの内又はそれ以下であること。(S53.7.11 告示)	
	一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)	血液中のヘモグロビンと結びつき、神経系に影響を与える
	浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8 告示)	肺胞に沈着し、気管支炎や上気道炎などを起こす
	光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)	目、のどなどを強く刺激する
有害大気汚染物質	ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)	高濃度の曝露により発がん性が認められる
	トリクロロエチレン	1年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)	高濃度の曝露により神経系への影響が認められる
	テトラクロロエチレン		
	ジクロロメタン	1年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20 告示)	
ダイオキシン類		1年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(H11.12.27 告示)	慢性毒性として発ガン性などが認められる
微小粒子状物質		1年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。(H21.9.9 告示)	呼吸器疾患、循環器疾患及び肺がんの疾患に影響が認められる

※ 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

※ 浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 10 μm 以下のものをいう。

※ 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分離装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

水環境

資料 2. 人の健康の保護に関する環境基準＜河川・湖沼＞

・水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）
最終改正 平成 28 年 3 月 30 日環境省告示第 37 号）

項 目		基 準 値	項 目		基 準 値
1	カドミウム	0.003mg/l以下	15	1.1.2 トリクロロエタン	0.006mg/l以下
2	全シアン	検出されないこと	16	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下
3	鉛	0.01mg/l以下	17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
4	六価クロム	0.05mg/l以下	18	1.3 ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
5	砒素	0.01mg/l以下	19	チウラム	0.006mg/l以下
6	総水銀	0.0005mg/l以下	20	シマジン	0.003mg/l以下
7	アルキル水銀	検出されないこと	21	チオベンカルブ	0.02mg/l以下
8	PCB	検出されないこと	22	ベンゼン	0.01mg/l以下
9	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	23	セレン	0.01mg/l以下
10	四塩化炭素	0.002mg/l以下	24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
11	1.2 ジクロロエタン	0.004mg/l以下	25	ふっ素	0.8 mg/l以下
12	1.1 ジクロロエチレン	0.01mg/l以下	26	ほう素	1mg/l以下
13	シス 1.2 ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	27	1,4 ジオキサン	0.05 mg/l以下
14	1.1.1 トリクロロエタン	1mg/l以下			

資料 3. 生活環境の保全に関する環境基準 ＜河川＞

・水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）
最終改正 平成 28 年 3 月 30 日環境省告示第 37 号）

類 型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物学的 酸素要求量 (BOD) mg/l	浮遊物質 量 (SS) mg/l	溶存酸素量 (DO) mg/l	大腸菌群数 MPN/100ml
AA	6.5～8.5	1 以下	25 以下	7.5 以上	50 以下
A	6.5～8.5	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	6.5～8.5	3 以下	25 以下	5 以上	5,000 以下
C	6.5～8.5	5 以下	50 以下	5 以上	—
D	6.0～8.5	8 以下	100 以下	2 以上	—
E	6.0～8.5	10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	—

資料 4. 生活環境の保全に関する環境基準 <湖沼>

・水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）
最終改正 平成 28 年 3 月 30 日環境省告示第 37 号）

類 型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD) mg/l	浮遊物質 (SS) mg/l	溶存酸素量 (DO) mg/l	大腸菌群数 MPN/100ml
AA	6.5～8.5	1 以下	1 以下	7.5 以上	50 以下
A	6.5～8.5	3 以下	5 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	6.5～8.5	5 以下	15 以下	5 以上	—
C	6.0～8.5	8 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	—

資料 5. 河川の水質と生物の関係

水 質	すんでいる魚
きれい	イwana、ヤマメ、サワガニ、カワゲラ、トビゲラ
ややきれい	アユ、オイカワ、シジミ、カゲロウ、カワニナ
やや汚れている	コイ、フナ、タニシ、ヒル、トンボ
汚れている	アメリカザリガニ、イトミミズ、モノアラガイ

岐阜県の「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」では、1 日当たりの平均的な排水の量が 50 m³以上の工場や事業場の排水水については BOD、SS などの数値について基準が設けられています。

※一部の工場や事業場によっては排水水が 50 m³未満であっても適用を受けるものもあります。

※業種等によって基準値が変わるため、基準値の表は省略しています。

土壌環境

資料 6. 土壌汚染に係る環境基準

・土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年 8 月 23 日環境省告示第 46 号）
最終改正 平成 10 年 4 月 24 日環境庁告示第 21 号）

項 目		環 境 基 準 値
1	カドミウム	検液 1l につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満
2	全シアン	検出されないこと
3	有機リン	検出されないこと
4	鉛	検液 1l につき 0.01 mg 以下
5	六価クロム	検液 1l につき 0.05 mg 以下
6	砒素	検液 1l につき 0.01 mg 以下であり、農用地（田に限る）については、土壌 1kg につき 15 mg 未満
7	総水銀	検液 1l につき 0.0005 mg 以下
8	アルキル水銀	検出されないこと
9	PCB	検出されないこと
10	銅	農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125 mg 未満
11	ジクロロメタン	検液 1l につき 0.02 mg 以下
12	四塩化炭素	検液 1l につき 0.002 mg 以下
13	クロロエチレン	検液 1l につき 0.002 mg 以下
14	1,2 ジクロロエタン	検液 1l につき 0.004 mg 以下
15	1,1 ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.02 mg 以下
16	シス 1,2 ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.04 mg 以下
17	1,1,1 トリクロロエタン	検液 1l につき 1mg 以下
18	1,1,2 トリクロロエタン	検液 1l につき 0.006 mg 以下
19	トリクロロエチレン	検液 1l につき 0.03 mg 以下
20	テトラクロロエチレン	検液 1l につき 0.01 mg 以下
21	1,3 ジクロロプロペン	検液 1l につき 0.002 mg 以下
22	チウラム	検液 1l につき 0.006 mg 以下
23	シマジン	検液 1l につき 0.003 mg 以下
24	チオベンカルブ	検液 1l につき 0.02 mg 以下
25	ベンゼン	検液 1l につき 0.01 mg 以下
26	セレン	検液 1l につき 0.01 mg 以下
27	ふっ素	検液 1l につき 0.8 mg 以下
28	ほう素	検液 1l につき 1 mg 以下
29	1,4 ジオキサン	検液 1l につき 0.05 mg 以下

ダイオキシン類

資料 7. ダイオキシン類排出基準＜大気＞

・ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年 12 月 27 日総理府令第 67 号
最終改正 平成 22 年 3 月 31 日環境省令第 5 号）

施設の種類		新施設の排出基準 (ng-TEQ/ Nm ³)	既設施設の排出基準 (ng-TEQ/ Nm ³)
焼 結 炉		0.1	1
製鋼用電気炉		0.5	5
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5
廃棄物焼却炉 (火床面積 0.5 m ² 以上又は 焼却能力 50kg/h 以上)	4t/h 以上	0.1	1
	2～4t/h	1	5
	2t/h 未満	5	10

資料 8. ダイオキシン類排出基準<水質>

・ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年 12 月 27 日総理府令第 67 号
最終改正 平成 22 年 3 月 31 日環境省令第 5 号）

特 定 施 設 の 種 類	排出基準 (pg-TEQ/l)
・硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 ・カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 ・硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設 ・アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設 ・担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設 ・塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 ・カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設 ・クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設 ・4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設 ・2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設 ・ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設 ・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設 ・廃棄物焼却炉(火床面積 0.5m² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設 ・廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設及び分離施設 ・フロン類(CFC 及び HCFC)の破壊(プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。)の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 ・水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	10

騒音・振動

資料 9. 都市計画用途地域と騒音の規制区域（地域類型）

都市計画法に基づく用途地域	騒音の規制区域	振動の規制区域	環境基準の類型
第1種低層住居専用地域	第 1 種 区 域	第 1 種 区 域	A
第2種低層住居専用地域			
第1種中高層住居専用地域	第 2 種 区 域		B
第2種中高層住居専用地域			
第1種住居地域			
第2種住居地域			
準住居地域			
近隣商業地域	第 3 種 区 域	第 2 種 区 域	C
商業地域			
準工業地域			
工業地域	第 4 種 区 域		
工業専用地域			

資料 10. 騒音の環境基準

・騒音に係る環境基準について（平成 10 年 9 月 30 日環境省告示第 64 号
最終改正 平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号）
（単位：dB）

区 域	昼間(6～22 時)	夜間(22～翌 6 時)
AA（療養施設等が設置されている地域）	50 以下	40 以下
A	55 以下	45 以下
B		
C	60 以下	50 以下
A区域のうち2車線以上の道路に面する地域	60 以下	55 以下
B区域のうち2車線以上の道路に面する地域	65 以下	60 以下
C区域のうち車線を有する道路に面する地域		
幹線道路に近接する空間	70 以下	65 以下

※ 車線とは、一縦列の自動車及安全かつ円滑に走行できる帯状の車道部分をいう。

資料 1 1. 特定工場等に係る規制基準

<騒音>

- ・岐阜県公害防止条例施行規則（昭和 43 年 12 月 24 日規則第 129 号
最終改正 平成 28 年 3 月 25 日規則第 10 号）
（単位：dB）

区 域	昼 間（8～19 時）	朝 夕（6～8 時, 19～23 時）	夜 間（23～翌 6 時）
第 1 種 区 域	50	45	40
第 2 種 区 域	60	50	45
第 3 種 区 域	65	60	50
第 4 種 区 域	70	65	60

<振動>

- ・岐阜県公害防止条例施行規則（昭和 43 年 12 月 24 日規則第 129 号
最終改正 平成 28 年 3 月 25 日規則第 10 号）
（単位：dB）

区 域	昼 間（8～19 時）	夜 間（19～翌 8 時）
第 1 種 区 域	60	55
第 2 種 区 域	65	60

資料 12. 特定建設作業に係る規制基準

<騒音>

・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正 平成 12 年 3 月 28 日環境庁告示 16 号）

	第 1 号区域	第 2 号区域
基 準 値	85dB	〃
作 業 時 刻	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
1 日当りの作業時間	10 時間／日を超えないこと	14 時間／日を超えないこと
作 業 期 間	連続 6 日を超えないこと	〃
作 業 日	日曜日その他の休日ではないこと	〃

<振動>

・振動規制法施行規則（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号
最終改正 平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号）

	第 1 号区域	第 2 号区域
基 準 値	75dB	〃
作 業 時 刻	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
1 日当りの作業時間	10 時間／日を超えないこと	14 時間／日を超えないこと
作 業 期 間	連続 6 日を超えないこと	〃
作 業 日	日曜日その他の休日ではないこと	〃

※ 第 1 号区域とは、騒音規制法に係る第 1 種区域～第 3 種区域、及び第 4 種区域のうち学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホーム敷地の周囲おおむね 80m の区域。

※ 第 2 号区域とは、第 1 号区域以外の規制区域。

※ 基準値は特定建設作業場所の敷地境界線での値。

資料 13. 騒音に係る特定施設

・騒音規制法施行令（昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号
最終改正 平成 23 年 11 月 28 日政令第 364 号）

特定施設の種類		規 模
1. 金属加工機械		
イ	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。
ロ	製管機械	
ハ	ベンディングマシン	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
ニ	液圧プレス	矯正プレスを除く。
ホ	機械プレス	呼び加圧能力が 294kN 以上のものに限る。
ヘ	せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
ト	鍛造機	
チ	ワイヤーフォーミングマシン	
リ	ブラスト	タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。
ヌ	タンブラー	
ル	切断機	砥石（といし）を用いるものに限る。
2. 空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
4. 織機		原動機を用いるものに限る。
5. 建設用資材製造機械		
イ	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。
ロ	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。
6. 穀物用製粉機		ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
7. 木材加工機械		
イ	ドラムバーカー	
ロ	チップパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
ハ	碎木機	
ニ	帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
ホ	丸のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
ヘ	かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
8. 抄紙機		
9. 印刷機械		原動機を用いるものに限る。
10. 合成樹脂用射出成形機		
11. 鋳型造型機		ジョルト式のものに限る。

資料 1 4. 振動に係る特定施設

・振動規制法施行令（昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号
最終改正 平成 23 年 11 月 28 日政令第 364 号）

特 定 施 設 の 種 類			規 模
1. 金属加工機械			
イ	液圧プレス		矯正プレスを除く。
ロ	機械プレス		
ハ	せん断機		原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。
ニ	鍛造機		
ホ	ワイヤーフォーミングマシン		原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。
2. 圧縮機			原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機			原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
4. 織機			原動機を用いるものに限る。
5. コンクリートブロックマシン			原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。
6. 木材加工機械			
イ	ドラムバーカー		
ロ	チップパー		原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。
7. 印刷機械			原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。
8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機			カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。
9. 合成樹脂用射出成形機			
10. 鋳型造型機			ジョルト式のものに限る。

資料 1 5. 岐阜県公害防止条例に係る特定施設

・岐阜県公害防止条例施行規則（昭和 43 年 12 月 24 日規則第 129 号
最終改正 平成 28 年 3 月 25 日規則第 10 号）

特 定 施 設 の 種 類			規 模
1	金属加工機械研磨機		原動機の定格出力の合計が 15kW 以上であること。
2	空気圧縮機及び送風機		製材工場又は木工工場における原動機の定格出力の合計が 10kW 以上であること。
3	窯業焼成炉用バーナー		燃料の燃焼能力が重油換算の 1 時間当たり 50l 以上であること。
4	繊維機械 撚糸機		原動機を用いるものに限る。
5	紙工機械（コルゲートマシンに限る。）		原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。

6	合成樹脂用粉碎機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上であること。
7	高速切断機	原動機の定格出力が 2.25kW 以上であること。
8	走行クレーン	
9	クーリングタワー	原動機の定格出力が 0.75kW 以上であること。
10	冷凍機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。
11	タイル成型用プレス	
備考：次に掲げる施設を除く。		
1. 鉱山保安法第二条第二項に規定する鉱山に設置する施設		
2. 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 7 項に規定する電気工作物		
3. ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 2 項に規定するガス工作物		

資料 16. 騒音に係る特定建設作業

・騒音規制法施行令（昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号
最終改正 平成 23 年 11 月 28 日政令第 364 号）

特 定 建 設 作 業 の 種 類	
1	くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 Kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。)を使用する作業

資料 17. 振動に係る特定建設作業

・振動規制法施行令（昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号
最終改正 平成 23 年 11 月 28 日政令第 364 号）

特 定 建 設 作 業 の 種 類	
1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機、又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
2	鉄球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る）
4	ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る）

悪臭

資料 18. 特定悪臭物質の規制基準

・岐阜県公害防止条例施行規則（昭和 43 年 12 月 24 日規則第 129 号
最終改正 平成 28 年 3 月 25 日規則第 10 号）

特 定 悪 臭 物 質 の 種 類		基準値(ppm)
1	アンモニア	1
2	メチルメルカプタン	0.002
3	硫化水素	0.02
4	硫化メチル	0.01
5	二硫化メチル	0.009
6	トリメチルアミン	0.005
7	アセトアルデヒド	0.05
8	プロピオンアルデヒド	0.05
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009
10	イソブチルアルデヒド	0.02
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.009

特 定 悪 臭 物 質 の 種 類		基準値(ppm)
12	イソバレルアルデヒド	0.003
13	イソブタノール	0.9
14	酢酸エチル	3
15	メチルイソブチルケトン	1
16	トルエン	10
17	スチレン	0.4
18	キシレン	1
19	プロピオン酸	0.03
20	ノルマル酪酸	0.002
21	ノルマル吉草酸	0.0009
22	イソ吉草酸	0.001

廃棄物

資料 19. 瑞浪市の廃棄物処理手数料

ごみの種類				価 格	一枚当りの価格
一般廃棄物	生活系	可燃ごみ	指定袋(大)20枚入	740 円	37 円
			指定袋(小)20枚入	450 円	22.5 円
			持込	250 円/50kg	—
		不燃ごみ	指定袋(大)20枚入	860 円	43 円
			指定袋(小)10枚入	258 円	25.8 円
			シール10枚入	860 円	86 円
			持込	160 円/50kg	—
		粗大ごみ戸別収集・運搬※1		2,000 円/350kg	—
	事業系	可燃ごみ持込	440 円/50kg	—	
		不燃ごみ持込	280 円/50kg	—	
※2 産業廃棄物	可燃ごみ持込			500 円/50kg	—
	不燃ごみ持込			320 円/50kg	—

※1 65歳以上の高齢者のみの世帯に限る。

※2 瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条に規定する承認を受けたものに限る。

資料 20. 資源ごみの種類

資源ごみの種類			資源ごみの出し方
びん類	リターナブルびん	一升びん(茶・緑)	・資源ごみ集積所
		ビールびん(633ml)	・集団資源回収
		手付きウイスキーびん	・クリーンセンターへ持込
	使い捨て (ワンウェイびん)	無色透明	・資源ごみ集積所 ・クリーンセンターへ持込
		茶色	
		その他	
金属	アルミ缶		・資源ごみ集積所 ・集団資源回収 ・クリーンセンターへ持込
	スチール缶		
	缶詰の缶とフタ		
	お菓子の缶		
	ストーブ・ファンヒーター		・資源ごみ集積所
	自転車		・不燃物最終処分場へ持込
プラスチック類	ペットボトル		・資源ごみ集積所 ・クリーンセンターへ持込
	白色発泡トレイ		・資源ごみ集積所 ・拠点回収(市内 14 箇所) ・不燃物最終処分場、クリーンセンターへ持込
紙類	新聞紙・折込ちらし		・資源ごみ集積所 ・集団資源回収 ・クリーンセンターへ持込 (※ 飲料用紙パック:拠点回収(市内 12 ヶ所))
	雑誌類		
	段ボール		
	箱類		
	飲料用紙パック(500ml、1ℓ)		
布類	布・古着		・資源ごみ集積所 ・集団資源回収 ・クリーンセンターへ持込
廃食用油	使用済てんぷら油など		・資源ごみ集積所 ・クリーンセンターへ持込
小型家電	デジタルカメラ・デジタルビデオカメラ 携帯電話・携帯音楽プレーヤーなど		拠点回収(市内 8 箇所)

資料 2 1. 有害ごみの種類

有害ごみの種類		有害ごみの出し方
乾電池 (充電式電池・ボタン型電池を除く)		・拠点回収(市内 8 箇所)
蛍 光 管	直管型	
	環管型(サークル型)	

単位

資料 2 2. 単位とその意味

単 位	意 味
p p m (ピー・ピー・エム)	1 0 0 万分の 1。
p p b (ピー・ピー・ビー)	1 0 億分の 1。
μ m (マイクロ・メートル)	1 0 0 万分の 1 メートル。
μ g (マイクロ・グラム)	1 0 0 万分の 1 グラム。
n g (ナノ・グラム)	1 0 億分の 1 グラム。
p g (ピコ・グラム)	1 兆分の 1 グラム。
MPN/1 0 0 ml (エム・ピー・エヌ・パー・1 0 0 ミリ・リットル)	MPN=最確数、most possible number の略。 測定結果を元に、統計的に導き出した検水 1 0 0 ml 中の大腸菌群数。
T E Q (ティー・イー・キュー)	毒性等量。毒性の強さを加味したダイオキシン量。
Nm ³ (ノルマル立方メートル)	0℃、1 気圧の状態に換算した気体の体積。
d B (デシベル)	音圧レベルのことをいい、基準音圧(耳が健常な若い人が聞き取れる最小とされる音の音圧)に対して、何倍の音圧があるかを表す単位。